

第 1 号議案

一般社団法人シャローム福祉会

事業報告書

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日

一般社団法人シャローム福祉会

令和 7 年度 まちなか夢工房 事業報告

令和 6 年度の平均工賃実績が前年度を下回る結果を受け、令和 7 年度は事業所内の業務バランスを見直し、マイナス事業の収益化を模索。ベーカリ事業では職員、利用者が一丸となり、新メニュー開発、外部販売、納品先の拡大、SNS 配信の強化を行った。又、公益財団法人 JKA 補助金により新しいプリンターを導入したことにより、旧機種での一日のプリント枚数 40 枚に対し、新機種では一日あたり 80 枚の生産が可能となり、生産性が向上。令和 6 年度プリント受注数 24 件（売上額 140 万円程度）に対し、令和 7 年度受注数は 38 件（売上額 200 万円程度）に向上した。その結果、令和 6 年度平均工賃 32,252 円、平均利用（13, 17%）、訓練等給付費 32,006,411 円に対し、令和 7 年度は平均工賃 32,813 円、平均利用者（16, 22%）、訓練等給付費 39,238,229 円と平均工賃、及び訓練等給付費が前年度対比でプラスだが、就労支援事業会計は 2,338,001 円のマイナス結果となった。

まちなかの賑わい創出と関わる学生や一般ボランティアの地域活動支援も目的に、年間 89 件の地域イベント等へ出店、他団体のイベントへ実行委員として携わり、一般ボランティアや学生ボランティアと共に、地域活動への参加。参加する中で、福島競馬場の「UMAJO」スポットでのスイーツ提供をお繋ぎ頂き納品を行っている。毎年恒例となった店舗前スペースにて福人マルシェの開催（7～8 月）は出店件数 21 件、各出展者商品だけではなく、まちなか夢工房とのコラボ商品を販売、参加者総売上 100,355 円となった。

販売等で残ったパンは、こども食堂へ寄付させていただいた。

地域活動での実績が評価され、福島県生活環境部より、「人権ユニバーサルデザイン推進事業」業務委託を受けて、小学生向けユニバーサルデザイン体験学習（年 3 回）を実施、パン作りから接客、呼び込み、販売までの体験型ワークショップを通じて「こころのユニバーサルデザイン」を学んでいただける機会を提供した。一連の取り組みを通じて「エシカルワークショップ」（年 6 回）へエシカルなスイーツとしてまちなか夢工房の焼菓子「福人-Fukubito-」の提供へと繋がった。

ひまわりプロジェクトでは、広報活動として年間 55 件の SNS 配信、及び他団体連携として、大波城址ひまわり種植え、ひまわり鑑賞会への参加、ひまわり里親プロジェクトとの情報共有を実施した。又、SNS 配信を通じて福島県畜産研究所より、福島県産飼料による豚肉生産技術の確立に関する試験の為、飼料原料として使用するひまわり搾油油粕の提供に繋がった。

令和 7 年 2 月からスタートした、まちなか夢工房で働く職員が企画する「カフェペルシェ」（月 2 回）を店舗にて継続開催。又、新たな居場所づくりとして、まちなか夢工房の元利用者さんが企画し、相談支援センターリアンと共に、「ゆるっとホーム」（月 2 回）を開催、令和 8 年度からは相談支援センターリアンの事業として継続開催が決まっている。

地域との関りから、生活困窮、障がい、家庭環境の不調和などが要因となり非行・犯罪に至るケースが少なくないという現状や、出所後も就労・住居や、就労先、福祉事業所からの受け入れ拒否事例がある事、様々な要因から再犯に結びつく課題を知った。社会復帰の妨げになる地域課題について、就労支援事業所として出来ることを考えながら、更生保護の取り組みに力を注いだ1年であった。「ふくしま H@ネット」が主催する更生保護の勉強会に参加し、学生、福島刑務所、福島保護観察所と共に8月に開催されたわらじまつりへ参加し啓蒙活動を行った。関わる関係機関を増やし、交流・情報交換を行いながら、地域の中で孤立せず、地域の一員として生活をする事ができるよう、切れ目のない、息の長い支援体制の構築が今後の課題となっている。

まちなか夢工房は「みんなでつくるベーカリー」をスローガンに地域のみんなの地域活動を応援、まちなか夢工房を開放し地域の皆様にご活用いただいた。「共学・共労・共楽・共生」をテーマに職員と利用者さんが共に、「地域」と関わり、市民、学生、生産者さん、自治体や企業と関わり、地域での居場所、若者がチャレンジできる場、社会課題に対して取り組みを実践できる場として福祉事業所を活用できる可能性を模索する一年となった。

項 目	実施した内容
職員研修	OJT 研修、外部研修、オンライン研修への参加 25件
イベント出店数	各種外部イベント出店販売 89件／売上額およそ1,620,000円
コラボレーション企画	他団体連携企画、催し物開催 37件
納品	幼稚園、飲食店等へのパン・菓子等納品 253件
見学者受入	教育機関、企業、個人 38件／102名
職場実習・体験受入	教育機関、企業、個人 23件／30名
ボランティア受入	教育機関、個人 23件／33名
会議等参加状況	職員による外部会議等への参加 60回 (利用者担当者会議等を除く)

項 目	実施した内容																																																
年間行事報告	定期開催 ケース会議：毎週水曜日 職員会議：第 2 水曜日 まちなか夢工房友の会：第 1 金曜日 レクリエーション活動：年間 1 3 回																																																
施設利用 状況報告	<table><tr><th>月</th><th>事業所稼働日</th><th>利用延べ人数</th></tr><tr><td>4 月</td><td>21 日</td><td>340 名</td></tr><tr><td>5 月</td><td>23 日</td><td>378 名</td></tr><tr><td>6 月</td><td>21 日</td><td>363 名</td></tr><tr><td>7 月</td><td>22 日</td><td>389 名</td></tr><tr><td>8 月</td><td>19 日</td><td>312 名</td></tr><tr><td>9 月</td><td>21 日</td><td>377 名</td></tr><tr><td>1 0 月</td><td>23 日</td><td>399 名</td></tr><tr><td>1 1 月</td><td>21 日</td><td>308 名</td></tr><tr><td>1 2 月</td><td>23 日</td><td>346 名</td></tr><tr><td>1 月</td><td>21 日</td><td>317 名</td></tr><tr><td>2 月</td><td>18 日</td><td>293 名</td></tr><tr><td>3 月</td><td>22 日</td><td>314 名</td></tr><tr><td>合計</td><td>① 255 日</td><td>② 4136 名</td></tr></table> ○平均利用者数 16.22 人 （出席率平均 74%） 算定式 ②÷① ※減算対象 25 人以上（3 ヶ月利用延べ人数） ○訓練等給付費 年間実績 <table><tr><td>令和 05 年度</td><td>23,966,147 円</td></tr><tr><td>令和 06 年度</td><td>32,006,411 円</td></tr><tr><td>令和 07 年度</td><td>39,238,229 円 （うち処遇改善加算 2,880,000 円</td></tr></table> 令和 8 年 3 月末までの利用者人数と変動 ○利用者人数 （2 0 名定員） 2 0 名（前年 2 0 名、増減率 0 %） 精神障害（精神福祉手帳及び医師の診断） = 7 名 知的障害（療育手帳） = 1 2 名 身体障害（身体福祉手帳） = 1 名 ○新規登録者 7 名 ○退所者 7 名 （内、就職者 1 名）	月	事業所稼働日	利用延べ人数	4 月	21 日	340 名	5 月	23 日	378 名	6 月	21 日	363 名	7 月	22 日	389 名	8 月	19 日	312 名	9 月	21 日	377 名	1 0 月	23 日	399 名	1 1 月	21 日	308 名	1 2 月	23 日	346 名	1 月	21 日	317 名	2 月	18 日	293 名	3 月	22 日	314 名	合計	① 255 日	② 4136 名	令和 05 年度	23,966,147 円	令和 06 年度	32,006,411 円	令和 07 年度	39,238,229 円 （うち処遇改善加算 2,880,000 円
月	事業所稼働日	利用延べ人数																																															
4 月	21 日	340 名																																															
5 月	23 日	378 名																																															
6 月	21 日	363 名																																															
7 月	22 日	389 名																																															
8 月	19 日	312 名																																															
9 月	21 日	377 名																																															
1 0 月	23 日	399 名																																															
1 1 月	21 日	308 名																																															
1 2 月	23 日	346 名																																															
1 月	21 日	317 名																																															
2 月	18 日	293 名																																															
3 月	22 日	314 名																																															
合計	① 255 日	② 4136 名																																															
令和 05 年度	23,966,147 円																																																
令和 06 年度	32,006,411 円																																																
令和 07 年度	39,238,229 円 （うち処遇改善加算 2,880,000 円																																																

令和7年度 就労継続B型「ベーシック憩」：基準日令和7年3月31日 事業報告

基本方針

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、一人一人が自分の住む地域でその人らしく自活し、生き生きとした日中生活が送れるように支援していく。その為にも支援の内容は、利用者個々の持つ特性に応じ、本人の人格と意思を尊重する。同時に自分らしく生きる為の場作りとして利用者主体の支援を提供するものとする。具体的な福祉事業所の活動基本方針は以下の通りです。

【スローガン】

「共学」☆共に学び

「共労」☆共に働き、共に労い、共に苦労を分かち合う

「共楽」☆共に楽しみ

「共生」☆共に生きる

【応援（支援）テーマ】

「ジェントルティーチング」

令和7年度事業活動報告

（１）利用者様登録状況

就労継続支援事業B型 「ベーシック憩」 総登録者 25名

○4月 新規利用者2名

○一日の利用率 19.4人

○1年間の利用率 78%

（２）各班の利用者様登録人数と状況

☆お菓子班 8名 女性6名 男性2名

☆クリエイティブ班 7名 女性4名 男性3名

☆ひまわり班 10名 男性6名 女性3名

☆平均年齢 33.44歳

☆療育手帳所持 18名

☆精神福祉手帳 7名

☆相談支援事業所登録者数：16名 未登録者 9名

（３）令和7年度職員体制と勤務状況

【お菓子班】 佐藤いずみ（職業指導員）10:00～15:00（火・木・金）

小関杏佳（職業指導員）

曳地博彰（目標工賃達成指導員）

原 昌秀（職業指導員） 9:30～15:00（月・水・木）

【工房クリエイティブ班】

後藤一成（職業指導員）

渡辺奈緒（職業指導員）10:00～15:00（月～金）

【ひまわり班】 杉山紀代（主任生活支援員）

大竹共生（職業指導員）

【相談役】 大竹静子 11:00～15:00（火・金）

【自主製品販売状況】

- (1) いちい常設販売の実施・・・・・・・・・・渡利店・信夫が丘店・鳥川店・蓬萊店
- (2) わたり福祉会老人介護事業所はなしのぶお菓子無人販売・月2回
- (3) ダイハツ松川&シャローム福祉会協力 お菓子販売・・・月2回
- (4) NPO 法人共生社会ふくしま展示販売会・・・・・・・・・・
- (5) まちなか夢工房店頭販売・・・・・・・・・・適宜
- (6) 生活クラブ生協（ひまわり・木工関連）・・・・・・・・・・年3回団体注文受付
- (7) グリーンコープ（ひまわり関連）・・・・・・・・・・年3回注文受付

主要活動事業活動報告

1) ひまわり畑作業部門と青葉学園との連携

今年度は青葉学園敷地内にてひまわり栽培及び野菜作りを実施いたしました。担当職員を中心に計41回、除草作業、育成、収穫に取り組みました。

生育状況としては、土壌でのひまわり生育や昨年の反省としてあった根切り虫対策を講じる事により例年になく発育、背丈の統一を図ることが出来た。

また、利用者様においては、3～4名の参加により施設外就労的位置づけでの作業としながら自然の中でゆったりと活動を行う事が出来ましたが熱中症予防対策→水分補給、小休止しつつ参加出来た。。また地域の方々との交流事業も実施。夏祭り、ひまわり感謝祭等、土船住民様を中心とした地域コミュニティーの構築基盤も出来てきました。（5年目）

2) ひまわり油・みんなの煎餅 ・種まきうさぎの贈り物販売

令和7年度は、生活クラブ生協様、グリーンコープ様、全国のひまわり栽培協力者様との連携が強くなった年でありました。ズームを使用しての会議などを実施しており、お互いに顔が見える事でより近くに存在を感じる事が出来き、詳細な部分もスムーズに伝える事が出来ておりました。

ひまわり作業においては、スタッフ支援とともにひまわり班利用者様が中心となり、アクションプランの計画書通り進める事ができました。より、安心安全、良質な油精製を行うために、ひまわりの種選別作業を実施。一粒一粒確認し害虫処理、腐食種選別、併せて埃落としを行って下さいました。地道な作業で御座いますが、根気強く作業に参加して下さいました。

今後、販売価格の見直しや、共同購入による商品ラインナップの見直しなど、長年続けてきた良い部分を継続しながら、ひまわりプロジェクトの中で就労継続支援事業の目標である利用者工賃向上に向け、ひまわり油とみんなの煎餅+αの商品開発を予定しています。

地域の賛同者、NPO法人シャローム、シャローム福祉会、全国のボランティアさんより、福島県内でのひまわり育成を継続し、地域共生社会の一環として「つなぐ☆未来へ」をテーマに活動基盤作りを目指して行く。（13年目）

3) NPO 法人共生社会ふくしま様との連携 《別紙資料1 いちい常設販売、展示販売会実績》

令和4年度より、障がい者総合支援法の目的の一つである「利用者工賃向上」、「社会参加」を目的として福祉事業所の有志により発足した協議会は、令和6年8月よりNPO法人各を取得。当初より、今年も販売促進係事務局を継続して参りました。その中でいちい常設販売、福島市商工会議所わらの輪製作、大笹生道の駅展示販売会開催（5月～10月）、福島市いきいき福祉夏祭り、秋祭り

の開催などを実施し、たくさんの福祉事業所の皆様と一緒に活動をする事ができました。また、その活動内容としては、いちい株式会社での販売金額の集計、配布、年度決算等の実施、各事業所様への情報提供、展示販売会での備品準備等を行いました。先月共生社会ふくしま総会出席した際、手をつなぐ親の会の方から、福祉事業所の商品が世に出る事、事業運営に関し大きな功績を残して下さいている事に感謝の言葉を賜りました。（障害を持つ親御様の立場としての意見）

また、福島市市民センターにおきましては、「みんなのあんさんぶる」のカフェアンサンブルがオープンされ、月平均 8 回エントランスホールにて展示販売会に参加した。

《販 売 促 進 係 活 動 目 的》

- 1・福島市内で活動している障がい者福祉事業所全体が、ひとつの事業所の利益有益を追求するのではなく福島市内障害福祉の底上げを目標に連携・協力をし合いながら工賃向上を目的とした展示販売会開催及び販売活動を行う。
- 2・障がい者総合支援法に基づき、社会参加の機会の創出、活躍の場を提供し、社会の一員としての存在意義を感じ取れる事業展開を開催していく。
- 3・地域社会に対し、障がい者活動の PR 及び理解促進を含め、地域共生社会の実現に向けての啓蒙活動の取り組みとする。
- 4・福島市内各福祉事業所への情報提供等において公平性と誠実性を持って取り組めるようにする。
共生社会の実現を目指すものであり、障がい児・者だけでなく、一般の方にも利用して頂き、障がいのある人と、ない人の交流が生まれ、障がい者への理解を深めてもらうための交流スペースを設置する。

4) 株式会社いちい様との連携

3) で上述致しました、委託販売において、ベーシックでは、地元渡利店を主軸としながら、黒岩店、鳥川店、信夫が丘店、蓬萊店へのお菓子搬入を実施し年間売り上げとしては約 92 万で（前年比 -11 万円）1 年間を通し、売上に関して 21 事業所中 1 位。4 年連続。いちい様を訪れる来客者からも高い評価を頂いている。センター本部長様及び本社事務員様と連携を図りながら、1 年間大きなトラブルもなく販売する事が出来ました。（6 年目）

5) 社会福祉法人 わたり福祉会との連携

わたり福祉会はなしのぶ様と契約を結び、お菓子の無人販売を実施した。商品搬入に関しては、職員、利用者様と一緒に赴き、2 週間に 1 度訪問、搬入することで月平均 1 万円の売り上げがあった。また、渡利元気まつり参加の呼びかけを受け展示販売を行う事で、地元渡利地区の皆様の協力を受け、励ましのお言葉や協力などベーシック憩事業所の存在が認められている状況。（10 年目）

6) ダイハツまつかわ様との販売協力

月 2 回 松川に本社へのお菓子の納品を実施した。商品搬入に関しては、職員、利用者様と一緒に赴き、2 週間に 1 度訪問、搬入することで月平均 9 千円の売り上げがあった。当該事業所の車検対応やサービスも受ける事が出来、ご協力ご支援を賜っている。（9 年目）

7) 農福連携施設外就労（土船地区）

土船地区穴戸果樹園様において、施設外就労を実施。工賃も含まれ年合計 4 回、作業依頼を受け、利用者様、職員とでリンゴの摘果作業及び桃の袋掛け、リンゴの収穫作業を実施した。

穴戸果樹園様では、利用者さんおペースに合わせた作業手順説明、道具などの貸し出し、飲料水の提供等様々な面でバックアップをして頂きながらの活動を行いました。（6年目）

○農福連携の概要【全農福島提出書類より抜粋】

農業者と社会福祉法人等の福祉団体が連携し、障がい者・高齢者らの農業分野での就労を支援する取組。「農」・「福祉」双方の課題を抽出し農業に携わるマンパワーの確保を図る。施設外就労として工賃を支給する事で、障がい者工賃向上に繋げる取り組みとなった。

8) 船山工業施設外就労

月3回を予定し、施設外就労として活動実施した。2名～3名の利用者様と共にカレー作りをメインとして、昼食準備を行いました。食材カットや調味料配合など一連の作業工程に見通しを持ち大きな怪我もなく、美味しいカレーとして、工場内の従業員の方から評価を頂いた。（8年目）

9) 福島市との展示販売会の連携

福島市いきいき共生展示販売会開催において、福島市障がい福祉課と連携を図りながら福島駅にて展示販売会を開催した。（夏・春 13事業所参加）来客者数も年々増加傾向にある。

また、福島市役所内において、いきいき虹色販売会の設営、3階福島市売店前では、スペースを確保して頂きながら展示販売会を実施致しました。（6年目）

10) 飯野町振興公社 飯野町 UFO 館との常設販売

飯野町 UFO 館においては、今年で3年目を迎えている。1か月の平均売上に関しては、1万円としている。また、福島市観光課より福島市のお菓子として受注があり東京にて紹介をされる事も御座いました。県外から来られる観光者へも目新しいお土産として喜ばれているとの報告も受けました。（4年目）

11) 就労支援事業(授産会計)の安定化

平成24年度に開所してから就労会計に関して、工賃と授産収益のバランス(※1)が取れていない状態であり、引き続き、就労会計面で売上向上を目指し、福祉事業所でありながらも企業的側面に立った視点からの企業努力が必要である。

福祉的理念＞企業的理念の優先順位を忘れてはならない。

(※1)訓練等給付費(利用料)から利用者工賃をお支払いしている状態。

12) 社会福祉事業における職員人材育成

毎日、ケース会議を実施する事により、利用者個々の障がい特徴を把握し、各職員が共通理解をもちながら支援を実施する事が出来ていました。→ 各職員のソーシャルスキル向上が見られた

項 目	実施した内容			
令和7年度 利用実績 登録者数 25名	月	事業所稼働日 （6年度との増減）	就労B 7年度 利用延べ人数	就労B 6年度 利用延べ人数
	4月	23日	413	379人
	5月	22日	409	384人
	6月	22日（－1）	423	383人
	7月	24日	455	395人
	8月	20日（＋1）	340	330人
	9月	20日（－1）	386	355人
	10月	24日（－2）	441	391人
	11月	21日（－1）	345	429人
	12月	21日（－2）	401	393人
	1月	21日（＋2）	397	349人
	2月	18日（－1）	351	328人
	3月	22日	421	375人
	合計	① 営業日日	4782人	4491人
※訓練等給付費推移（処遇改善加算含む）				
平成28年度		43,414,260円		
平成29年度		39,936,140円		
平成30年度		43,315,385円		
令和1年度		36,239,889円		
令和2年度		36,726,753円		
令和3年度		38,524,550円		
令和4年度		35,840,660円		
令和5年度		37,389,900円		
令和6年度		38,383,986円		
令和7年度		40,122,050円		
令和8年3月末までの利用者人数				
○ 利用者人数 就労継続支援B型 25名(20名定員)基準令和8年3月31日				

事業活動報告 令和7年度 月別業務 年間予定表行事 販売促進イベント	4月 花見山散策： ご家族様ボランティア参加 辞令式 利用者 2 名 新卒 メーデー展示販売会参加 職員 2 名 利用者 2 名 5月 ひまわり植樹祭：青葉学園 ひまわり作業スタート 新規：フォーラム市場展示販売会参加 職員 3 名 利用者 1 名 わたり元気まつり展示販売会参加：職員 3 名 利用者 2 名 6月 農福連携：りんご摘果作業スタート：穴戸果樹園 実習生受け入れ 1 名 シャローム福祉会理事会総会開催 JRA ふくしま競馬場 絵馬納品開始 7月 ご家族・関係者見学週間（3～7 日） 12 名参加 夏フェス IN 青葉開催 セタミニイベント開催 新規：市民センターカフェ施設外就労 野菜販売員として参加 販売促進イベント（商品開発勉強会以降流しそうめん） 8月 夏期休暇（12～16 日） 販売促進イベント（食中毒について勉強会以降 BBQ） いきいき福祉夏祭り展示販売会参加 職員 3 名 利用者 3 名 9月 販売促進イベント（健康管理勉強会以降流しそうめん） 総合防災訓練 福島県立医大病院実習生受け入れ 1 名 福島学院大学実習生受け入れ：2 名（リアン経由） 10月 販売促進イベント（売上向上について勉強会以降ミニ秋祭り） いきいき福祉秋祭り展示販売会参加 職員 3 名 利用者 8 名 グリーンコープ（ひまわりプロジェクト交流会） 研修旅行・宮城 水族館・キリン工場バイキング 11月 ひまわりプロジェクト収穫祭参加 実習生受け入れ：1 名 12月 共に生きる仲間たちのコンサート 職員全員参加・利用者出演 4 名 ミニクリスマスイベント開催 ベーシック憩ミニ門松注文販売約 100 個売上 仕事納め・冬期休暇（12 月 27 日～1 月 4 日） R7 1 月 仕事（作業）初め 販売促進イベント：お菓子用缶バッチ製作 新規：手作り市展示販売会参加 2月 職員健康診断 3月 総合防災訓練
--	--

一日の職員業務内容	※基本職員カリキュラム（日程）
就労支援 担 当 高野・杉山	【実績】 令和7年度 ：障がい者雇用就職者 0人 ※B型事業所から就職を目指す 現在障がい者雇用枠での就労希望者3名→県北就業生活支援センター再登録実施
相談業務 苦情相談 担当：高野 杉山	相談業務は、昨年は大小を合わせると、1日平均約2件以上利用者さんより寄せられているおりましたが、報告件数も減少傾向であった。 発生している状況で、各職員が一人ひとりに寄り添い、原因について確認を行う事で大きなトラブルに発展する事はなかった。内容としては、対人関係面についての相談が存在し、利用者さん同士での対人コミュニケーションによる誤解や相性面（苦手意識）での苦情がであった。 時に職員に対しての苦言、苦情も存在しましたが、その都度誠実にご対応させて頂く事で、第三者委員、福島市障がい福祉課、県社協相談への訴えも御座いませんでした。 また、利用者自治会に外部講師を招き「虐待防止法及び触法」についての研修会を開催することで、一般社会での生活上必要なルール、倫理に関して利用者一人一人が真剣に受講することが出来ていました。
事故 ヒヤリハット 苦情	事故報告発生件数 （ 4件） ヒヤリハット報告 （15件） 苦情報告発生件数 （10件）
その他業務活動	1・管理者会議 （月1回） 2・全体ミーティング（月1回） 3・合同ケース会議 （月1回） 4・OJT研修 （月1回） 5・リーダー会議 （3か月1回） 6・職員会議・職員研修、ケース会議（週1回を予定） 7・利用者ケース会議（毎日） 8・ひまわり会議 （月2回）

令和7年度 一般社団法人シャローム福祉会 相談支援センター リアン 事業報告

日時：令和8年6月27日（土）13:30～15:00
場所：福島市市民センター205 講義室（北五老内町3-1）

1・委託相談支援事業について

資料 1・2

- ① 障がい者相談支援センター実績
- ② 認定調査実績

2・児委託相談支援事業について

資料 3

- ① 児童委託相談 R8 年5月から

3・計画相談支援事業について

資料 4

- ① 計画相談事業について
- ② 計画相談導入率について

4・一般相談支援事業について

資料 5

- ① 地域移行相談について
- ② 地域定着相談について

5・ピアサポーターについて

資料 6

- ① ピアサポーターとは
- ② ピアカウンセリング
- ③ 当事者研究

6・居場所シャルールについて

資料 7

7・その他

資料 8

- ① リアン LMT（ランチミーティング）
- ② みんなの家族教室
- ③ 職員紹介

1・委託相談支援事業について

- 令和6年度から身体、知的、精神の障がいの別に関わらず、18歳以上の障がい者やご家族などの身近な相談窓口として、お住いの地区を担当する「障がい者相談支援センター」を5カ所開設しています。
- 委託相談支援事業者は、障がい福祉サービスの利用や権利擁護等に関する幅広い相談対応を担うとともに、障がい福祉サービスの支給決定に必要な認定調査を行い、ワンストップで対応しています。

① 「障がい者相談支援センター」相談実績

(件)

事業者	R7 (A)	R6 (B)	増減 (A-B)
清心荘指定相談支援事業所	1,457	999	458
相談支援センターリアン	2,625	2,290	335
くるみ相談支援	1,755	1,396	359
特定相談支援事業所ステップつばさ	1,385	2,008	△623
けやきの村指定相談支援事業所	1,231	1,354	△123
計	8,453	8,047	406

② 「認定調査」実績（リアン）

認定調査	R7 (A)	R6 (B)	増減 (A-B)
更新	82	75	7
新規	67	73	△6
計	149	148	1

2・障がい児委託相談支援事業について

- ・こどもの障がいに関する相談は「障がい児相談支援事業所」2 か所で市内全域の相談に対応しています。
R8 年 4 月より「こじかキッズサポート」「相談支援センターリアン」2 か所で福島市内全域の児童相談窓口となりました。

福島市の障がい者相談窓口

福島市では障がい者やご家族などの身近な相談窓口として、お住いの地区を担当する“障がい者相談支援センター”5カ所と“障がい児相談支援事業所”2カ所を開設しています。
障害福祉サービスの利用や生活上の様々な相談を受けておりますので、気軽にご相談ください。

● 営業時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

● 相談内容

障がい者相談支援センター（18歳以上の障がい者に関すること）

- ・福祉サービス利用の相談
- ・福祉サービス申込支援（補装具費、日常生活用具申請 他）
- ・福祉サービスの認定調査
- ・福祉サービス事業所の情報提供
- ・権利擁護に関する相談
- ・専門機関の紹介
- ・精神保健福祉に関する相談
- ・障がい者差別に関する相談
- ・ピアカウンセリング（精神：リアン 身体：けやきの村）

障がい児相談支援事業所（18歳未満の障がい児の発達等に関すること）

- ・療育に関する相談
- ・福祉サービス利用に関する相談
- ・福祉サービス事業所の情報提供
- ・権利擁護に関する相談
- ・専門機関の紹介

障がい者相談支援センター	管内	地区名（大字名等）	障がい児相談支援事業所
くるみ相談支援 野田町三丁目 4-48 TEL 529-6404 FAX 529-6406	本庁	旧市内・五十辺・信夫山・野田町 1～7 丁目・野田町の一部（清水支所以外）東中央 1 丁目・南中央の一部（1 丁目の一部と 4 丁目の一部）	相談支援事業 こじか キッズ サポート KOJIKI KID'S SUPPORT 方木田字前白家 9-12 こじか子育て支援センター内 TEL 529-5356 FAX 544-7136
清心荘 指定相談支援事業所 南沢又字水門下 160-1 TEL・FAX 592-2020	清水支所	森合・泉・御山・南沢又・北沢又・野田町の一部（谷地・上谷地・高野・上高野）	
	信陵支所	笹谷・大笹生の一部（飯坂支所以外）	
	吾妻支所	笹木野・上野寺・下野寺・八島田・李平・町庭坂・二子塚・在庭坂・土船・庄野・桜本・東中央 2～3 丁目・西中央 1～5 丁目・南中央 1～4 丁目（本庁以外）・北中央 1～3 丁目	
相談支援事業所 ワンハート 桜木町 1-6 TEL 563-1095 FAX 505-4863	杉妻支所	郷野目・鳥谷野・太平寺・黒岩・伏拝	
	吉井田支所	方木田・吉倉・八木田・仁井田	
	西支所	佐倉下・上名倉（さくらを含む）・佐原・荒井（荒井北を含む）	
	土湯温泉町支所	土湯温泉町	
	信夫支所	永井川・大森・成川・下鳥渡・上鳥渡・山田・小田・平石	
けやきの村 指定相談支援事業所 飯坂町中野字西高田 1-2 TEL 563-6432、563-7399 FAX 573-9919	北信支所	丸子・瀬上町・宮代・下飯坂・沖高・北矢野目・南矢野目・本内の一部（荒田・上台・萱野・北街道下・北古館ほか）・鎌田の一部（赤沼・畔道・石ヶ森・石橋・一里塚・一本松・江添・大柳ほか）	相談支援センターリアン 本町 5-31 TEL 573-8425 FAX 573-8426
	飯坂支所	飯坂町・飯坂町平野・飯坂町中野・飯坂町湯野・飯坂町東湯野・飯坂町茂庭・大笹生の一部（釜平・中沢・中沢西・中道）	
	茂庭出張所		
相談支援センターリアン 本町 5-31 TEL 573-8425 FAX 573-8426	渡利支所	渡利（南向台を含む）・小倉寺	
	東部支所	岡部・山口・岡島・大波・本内の一部（北中河原・慶二・新畑・中河原・西慶二・大柳・東大柳ほか）鎌田の一部（愛宕前・阿良久・大隅・大畑・沖・庚塚・北河原ほか）	
	大波出張所		
	蓬萊支所	蓬萊町・清水町・田沢	
	立子山支所	立子山	
	松川支所	松川町（松川町美郷を含む）・松川町関谷・松川町金沢・松川町浅川（光が丘・金谷川を含む）・松川町水原・松川町沼袋・松川町下川崎	
	飯野支所	飯野町・飯野町青木・飯野町大久保・飯野町明治	

お問い合わせ 福島市障がい福祉課 自立支援係 TEL：024（525）3746

3・計画相談事業について

① 計画相談支援事業について（福島市）

令和 8 年 4 月現在、福島市計画相談の全体の導入率は 54.8%で、前年同月比で 1.3%の導入率減となっています。

福島市内

年月			障がい者			障がい児			合 計		
決定者数	計画相談 決定者数	導入率	決定者数	計画相談 決定者数	導入率	決定者数	計画相談 決定者数	導入率	決定者数	計画相談 決定者数	導入率
R2.4	2,240	1,061	47.4%	597	304	50.9%	2,837	1,365	48.1%		
R3.4	2,377	1,065	44.8%	658	270	41.0%	3,035	1,335	44.0%		
R4.4	2,531	1,253	49.5%	712	320	44.9%	3,243	1,573	48.5%		
R5.4	2,617	1,418	54.2%	817	403	49.3%	3,434	1,821	53.0%		
R6.4	2,724	1,612	59.2%	899	456	50.7%	3,623	2,068	57.1%		
R7.4	2,872	1,730	60.2%	972	426	43.8%	3,844	2,156	56.1%		
R8.4	2,988	1,800	60.2%	1,023	398	38.9%	4,011	2,198	54.8%		

②計画相談事業「相談支援センターリアン」

R8 年 4 月現在（人）

	福島市	伊達市	その他 (都道府県等)	
精 神	40	1	9	50
知 的	44	1	6	51
身 体	8	0	1	9
児 童	63	1	0	64
合 計	155	3	16	174

4・一般相談支援事業について

一般相談支援とは・・・

・障がいのある人が地域において、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、情報の提供や助言等の相談をおこないます（基本相談支援）。

・地域生活への移行に関する支援や、地域生活への定着に関する支援を行います（地域移行支援、地域定着支援）。

① 地域移行支援相談

■対象になる方

- ・障がい者施設等に入所している方
- ・精神科病院に入院している方
- ・刑務所からの地域移行

■利用期間

- ・契約開始から6か月間 必要性が認められれば更新あり

■支援内容

- ・地域生活に移行するために必要な住居の確保

（利用できる住まいのサービスに関する情報提供、住まい：GH、アパート、自宅などへの見学同行、体験利用の調整や送迎など）

- ・生活に必要な相談や援助

（日中活動に関する障がい福祉サービスの情報提供、事業所見学、体験の調整や同行、居宅介護（ヘルパー）の情報提供や事業所の手配など）

② 地域定着支援相談

●対象になる方

- ・障がいがあり、地域生活を送る上で緊急時の支援が必要と認められている方

●利用期間

- ・契約から1年間

●支援内容

- ・常時の連絡体制を確保する。

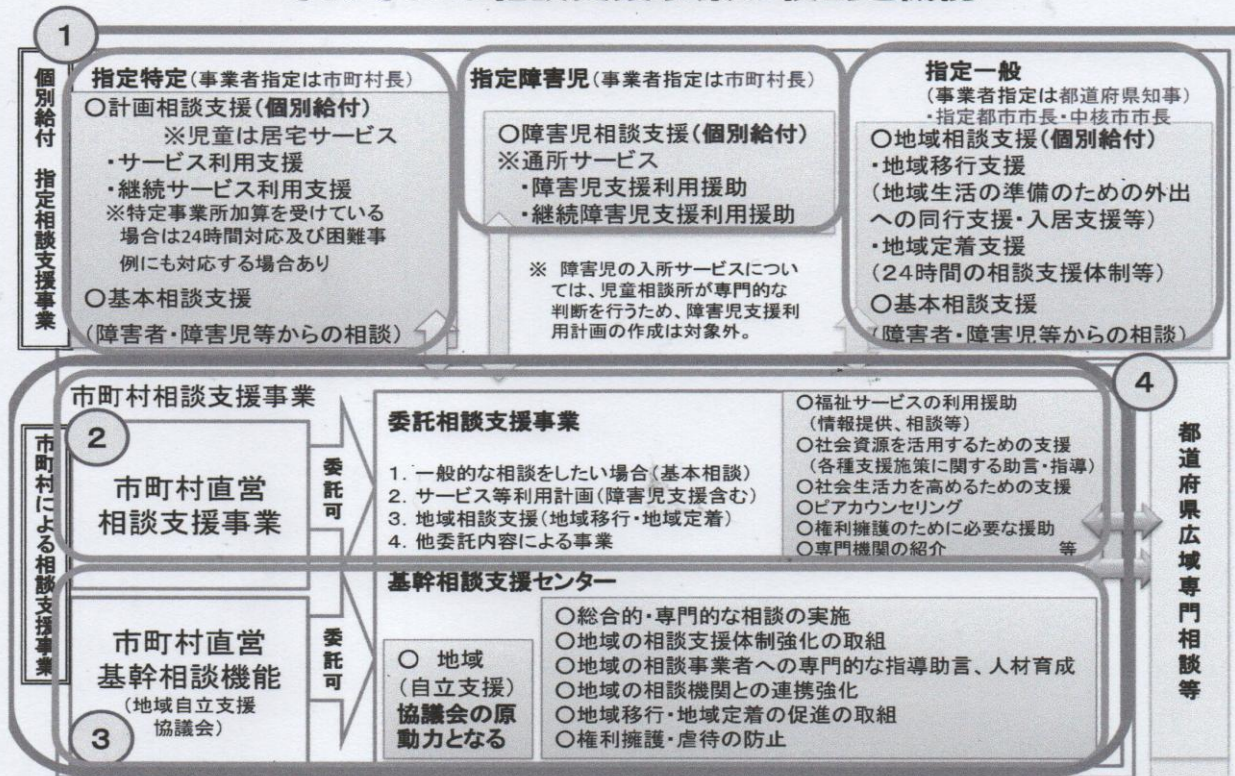
- ・障がいの特性に起因して生じた緊急時の支援を行います（緊急時の訪問、電話等による状況の把握、関係機関等への連絡調整など）。

一般相談利用状況（リアン）

R8年5月現在（人）

	R6年	R7年	R8年	合計
精神	2	3	4	9
知的	0	0	2	2
身体	0	0	0	0
児童	0	1	2	3
計	2	4	8	14

それぞれの相談支援事業の役割と機能



相談支援事業（制度）の概要

参考資料

1. 指定相談支援事業

① 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業（市町村指定）

障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う、計画相談支援による個別給付による相談支援事業

② 指定一般相談支援事業（都道府県指定）

地域相談支援といわれ、障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者の地域移行支援等の地域移行支援と、居宅で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の個別給付による相談支援事業

2. 障害者相談支援事業（市町村地域生活支援事業の必須事業）

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う、いわゆる基本相談の事業。事業者等への委託が可能であり、その割合が9割を超えるため、「委託相談」と呼ばれる。交付税が財源

3. 基幹相談支援センター（市町村地域生活支援事業。一部は機能強化事業として補助）

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務や専門相談、権利擁護・虐待防止・成年後見制度利用支援事業、地域移行・地域定着とその体制整備、それらをつかさどる地域の相談支援体制整備として、地域の相談支援専門員への助言・育成・連携強化等に取り組む事業。交付税が財源だが、一部を機能強化事業として補助。

4. 広域専門相談（都道府県地域生活支援事業等様々な事業で展開）

障害特性等に基づく専門的相談（発達・難病・高次脳・視覚・聴覚・就労・触法・刑余者など）の広域的専門相談

※ 令和6年度福島県障害児者相談支援従事者養成研修 資料 から引用。

5・ピアサポーターについて

① ピアサポーターとは

精神障がい者ピアサポーター活動支援体制整備要領

1 目的

本要領は、福島県みんなでつくる心の地域包括ケアシステム構築推進事業実施要綱第4条に基づき制定する。

ピアサポートとは「仲間同士の支え合いの営みのすべて」を言い、「仲間(ピア)」という言葉には「同様な経験、同様な境遇、同様な環境におかれた者同士」という意味が含まれている。本要領は、「精神障がいや精神疾患を経験している人」が自らの経験を生かし、当事者の視点に立ち、精神障がい者ピアサポーター（以下「ピアサポーター」と言う。）として、精神障がい者の地域移行・地域定着の推進や精神障がいの理解促進等のための精神障がい者ピアサポート活動（以下「ピアサポート活動」と言う。）を実施できるよう体制整備を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、福島県とする。

3 業務内容

ピアサポーター及び協力事業所を登録し、ピアサポート活動依頼の手続きを明確化するとともに、ピアサポーターへの支援体制を整備することにより、ピアサポート活動を促進する。

4 ピアサポーター

- (1) この要領において「ピアサポーター」とは、原則として福島県精神障がい者ピアサポーター養成研修受講者（以下「養成研修受講者」と言う。）のうち、ピアサポート活動を希望し、精神保健福祉センターに登録している者をいう。
- (2) ピアサポーターの登録希望者は、所属を希望する協力事業所から推薦を得た上で、精神障がい者ピアサポーター登録申込書（様式第1号）により精神保健福祉センターに申込むことで登録することができるものとする。
- (3) 養成研修受講者以外であっても、他機関が実施したピアサポーター養成研修等の受講経験があり、ピアサポート活動を希望する者は、協力事業所からの推薦に基づき、4（2）で定める方法により随時ピアサポーター登録ができる。
- (4) ピアサポーター登録後は、精神保健福祉センターより有効期限が2年以内の登録証が発行される。有効期限終了後は、所属を希望する協力事業所から再度推薦を得た上で、精神障がい者ピアサポーター登録継続申込書（様式第5号）を精神保健福祉センターへ提出することで登録継続ができる。なお、登録継続は

期限が切れる3ヶ月前から行うことができ、期限切れ後も様式第5号の提出をもって随時再登録ができるものとする。

- (5) ピアサポーターは、所属する協力事業所の調整の下で活動要請機関からの依頼を受け、ピアサポート活動を行うものとする。本事業におけるピアサポート活動は次に掲げるとおりとする。

- ア ピアサポーター自身の体験発表
- イ 精神科病院のデイケアやイベント等社会復帰プログラムへの協力
- ウ 精神科病院入院患者の退院準備のための同行支援
- エ 当事者の困りごとなどへのピアカウンセリング
- オ 精神障がい者の交流の場の企画及び運営への協力
- カ その他精神障がい者の地域移行・地域定着のために必要な活動

- (6) ピアサポーターの登録内容に変更及び削除の希望がある場合には、協力事業所を通して、精神保健福祉センターに「精神障がい者ピアサポーター登録変更・削除申出書」(様式第2号)により速やかに申し出る。

- (7) ピアサポーターは日頃から、「精神障がい者ピアサポーターの活動における心得」を念頭に置き活動するように心がけるものとする。

- (8) ピアサポーターは、活動要請機関からの依頼を受諾した際、責任を持ってピアサポート活動を遂行するよう努めなければならない。

5 協力事業所

- (1) この要領において「協力事業所」とは、原則として、養成研修において受講者を推薦した相談支援事業者やサービス事業者、精神科医療機関等のうち、協力事業所の業務を実施できる機関をいう。協力事業所の業務は、次に掲げるとおりとする。

- ア ピアサポーターの登録を希望する者への相談及び登録推薦
- イ 所属するピアサポーターの健康状態等の把握やピアサポート活動を実施するピアサポーターへの助言
- ウ ピアサポート活動要請機関（以下「活動要請機関」という。）からの活動要請に伴う所属するピアサポーターへの打診等の調整
- エ 活動要請機関へのピアサポーター紹介
- オ その他ピアサポート活動に必要な支援

- (2) 協力事業所はピアサポーターへの活動打診にあたって、その適性や健康状態、本人の意向等を十分に勘案する。

- (3) 協力事業所として登録を希望する医療機関や相談支援事業者、サービス事業者等は、精神障がい者ピアサポーター協力事業所登録申込書(様式第3号)により精神保健福祉センターに申込むことで登録することができる。

- (4) 養成研修受講者を推薦した機関以外であっても、5(1)で掲げる活動を希望する相談支援事業者、サービス事業者、精神科医療機関等は、随時協力事業所として登録することができる。

- (5) 協力事業所の登録内容に変更及び削除がある場合には「精神障がい者ピアサポーター協力事業所登録変更・削除申出書」(様式第4号)により、精神保健福祉センターに速やかに申し出るものとする。

- (6) ピアサポーターより、様式第5号をもって登録継続の申し出と協力事業所としての継続支援要請があった場合は、内容を確認の上再度推薦を行う。

6 活動要請機関

- (1) この要領において「活動要請機関」とは、精神科医療機関や相談支援事業者、サービス事業者、行政機関、家族会等の内、ピアサポーターの活動を希望している機関をいう。
- (2) 活動要請機関は、協力事業所を窓口として活動要請を行う。協力事業所から紹介されたピアサポーターとの間で活動内容等の合意を得た上で、ピアサポート活動の提供を受けることができる。

7 精神保健福祉センター

- (1) 精神保健福祉センターは、ピアサポーター及び協力事業所から登録の申込に基づき、登録状況の管理を行う。なお、ピアサポーターの登録状況は、福島県ピアサポーター活動支援事業 委託事業所、保健福祉事務所、及び所属する協力事業所と共有する。
- (2) 精神保健福祉センターは、ピアサポーターより新規登録申込や登録継続申込があった場合、申込書受理日から2年以内を有効とした登録証を発行する。なお、4(4)で定める方法により前回の登録証の有効期限満了日前に継続登録申込を受理した場合は、前回の有効期限満了日の翌日を始期とした2年以内有効の登録証を発行する。
- (3) 精神保健福祉センターは、精神保健福祉センターのホームページに協力事業所の登録状況を掲載する。掲載する項目は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 協力事業所の事業所名
 - イ 協力事業所の連絡先
 - ウ 協力事業所に所属するピアサポーター数
- (4) 精神保健福祉センターは、ピアサポーターや協力事業所からの変更・削除の申し出があった際には随時更新を行う。
- (5) 精神保健福祉センターは、活動要請機関からの相談に対して、必要な助言・支援を行う。
- (6) 精神保健福祉センターは、ピアサポーターや協力事業所に対して必要な助言・支援を行う。

8 保健福祉事務所

- (1) 保健福祉事務所は、活動要請機関としてピアサポーターを活用するなど、圏域内のピアサポート活動の普及に努めるものとする。
- (2) 保健福祉事務所は、圏域内のピアサポーター、協力事業所に対して必要な助言・支援を行う。

9 ピアサポーター活動支援体制の利用手順

本要領で定めるピアサポーター活動支援体制の利用手順は、次に掲げるとおりとする。

- ① 活動要請機関は、精神保健福祉センターのホームページ等によって協力事業所を確認し、協力事業所にピアサポーターの紹介依頼を行う。
- ② 協力事業所は、活動要請機関と活動日や活動内容等必要な事項の調整を行った上で、活動要請機関にピアサポーターを紹介する。
- ③ 活動要請機関は、協力事業所から紹介されたピアサポーターにピアサポート活動の活動要請を行い、合意を得た上で、ピアサポート活動の提供を受ける。

10 個人情報の保護

- (1) 精神保健福祉センター、福島県ピアサポーター活動支援事業 委託事業所、保健福祉事務所、協力事業所は、ピアサポーターの登録情報を適正に管理する。
- (2) 本業務の関係者は、本業務で知り得たピアサポーターの情報を本人の了解なく他に漏らしてはならない。
- (3) ピアサポーターは、活動中に知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。

11 その他

この要領に定めるもののほか、本業務の実施に関し必要な事項は、別に定めることとする。

附則 この要領は平成26年3月31日から施行する。

附則 この要領は令和2年10月13日から施行する。

○登録及び活動方法と個人情報の管理について

- 1 活動方法は別紙フローチャートのとおりです。
- 2 この「登録申込書兼同意書」は、精神保健福祉センター及びあなたが所属する協力事業所が保管し、精神障がい者ピアサポーターの活動要請があった際、活動の調整をするために使用します。
- 3 「登録申込書兼同意書」に記載された個人情報に関しては、精神保健福祉センター、ピアサポーター活動支援事業委託事業所、保健福祉事務所及びあなたの所属する協力事業所が管理し、秘密を厳守いたします。
ただし、活動を調整する際に必要な情報については、あなたの了承を得て、活動依頼をした相手方に連絡をする場合があります。
- 4 登録をしたからと言って、必ずしも活動が約束されるものではありません。
- 5 登録した方は、日頃から自分の体調管理に留意し、活動に備えてください。万が一、体調不良等、あなたの都合で活動を断ることもできますが、その場合、依頼した相手方になるべく早目に連絡をして迷惑がかからないよう配慮してください。
- 6 ピアサポーターの活動を実施する際は、依頼内容を確認し、合意の上実施してください。
- 7 活動内容について不安・不明な点があれば、協力事業所に相談することができます。
- 8 登録内容の変更又は削除を希望する場合は、あなたの所属する協力事業所に速やかに届出てください。
- 9 日頃より「精神障がい者ピアサポーターの活動における心得」を念頭に置いて活動してください。

○精神障がい者ピアサポーターの活動における心得

- 1 自分自身のリカバリーを目指し、常に品位を保った行動をするよう心がけます。
- 2 支援されるピアの個別支援計画と自己決定を尊重し実行推進します。
- 3 支援されるピア一人一人が自分の選択で、社会復帰することができるよう支援し、そこでの各人の価値を向上させるように努めます。
- 4 自分自身の生活におけるリカバリーを積極的に追求するとともに、他人のリカバリーモデルになるように努めます。
- 5 ピアサポーターとしての知識の向上に努めます。
- 6 支援されるピアのプライバシーと秘密を尊重し守ります。
- 7 いかなる時も支援されるピアの権利と尊厳を尊重します。
- 8 人種、性、性的志向、年齢、宗教、国籍、精神の状況、政治的信条、精神的又は身体障がい、その他いかなる好み、個人的特徴、状態又は状況に基づくいかなる差別についても、実行、許容、促進、あるいは協力しません。
- 9 支援されるピアを決して脅えさせず、脅迫せず、嫌がらせをせず、特定の価値観や考えを強要せず、物理的な力や言葉の暴力を用いず、保証のない約束をしません。
- 10 支援されるピアと決して性的な、又は、親密な関係になりません。
- 11 支援されるピアと高価な贈り物の交換をしません。

② ピアカウンセリング

委託相談支援の一部としてリアンでは精神障がい者の「ピアカウンセリング」実施しています。
月2回第2・第4金曜日 13:30～14:30。場所はリアンで行っています。
リアン委託契約済の当事者さんが運営・管理しています。

ピアカウンセリング概要

相談支援センターリアン

① ピアカウンセリングの意味

ピア＝仲間

カウンセリング＝相談、話しあい

→ピアカウンセリング＝仲間同士の相談、話しあい

② ピアカウンセリングの目的・効果など

- ・アドバイスや批判されることなく、自分の想いや経験を話し共有できる。
- ・同じ目線で話をする、聴くことができる。
- ・他の人の気持ち、経験、考えを聴くことで、「自分だけじゃない」と思うことができる、「そういう考えもある」と自分とは違う考えを知ることができる。
- ・困りごとの解決策を見つけるヒントを得られる、自分で問題を解決していける手助けになる。
- ・人前で話す、時間内に自分の気持ちや考えをまとめて話す機会がもてる。
- ・聴くだけの参加もできる→外出の機会、人に慣れる機会等にもできる。

③ ピアカウンセリングのルール

- ・「わたしは」と主語をつけて話すことを心掛ける。
- ・今の自分の気持ちを大切にする。話したくないときはパスできる。
- ・途中で質問したりせず、人の話を最後まで聴く。
- ・アドバイスせず、一人ひとりの想いを尊重する。
- ・楽しくいたわり合いながら、ゆっくり平等に。
- ・ここで話したことは、他の人には絶対に話さないこと。

④ ピアカウンセリングリーダーの役割：リーダー、サブリーダーの2名で進行する。

- ・リーダー：主な進行
- ・サブリーダー：進行補助、タイムキーパー
- ・スタッフ：リーダー、サブリーダーが欠席の際のフォロー、記録

※ピアカウンセリングの運営は、ピアリーダーたちに主体的に行ってもらおう。スタッフはあくまで、フォロー、見守り役。

⑤ 必要なもの

- ・進行表
- ・ピアカウンセリングのルール（参加者配布用、掲示用）
- ・タイマー
- ・参加者受付票（福島市在住かどうかの確認用→委託相談統計用）
- ・ホワイトボード（テーマを書き出す必要がある場合）



⑥ ピアカウンセリングの流れ

1. リーダー、サブリーダー、スタッフで打ち合わせ

- ・前回の内容の振り返り
- ・リーダー、サブリーダーが気になること、困ったことの確認
- ・参加者からテーマが出なかったときの予備のテーマを決める
- ・会場設営

2. 参加者入室

3. 開始

- ・自己紹介、近況
- ・ピアカウンセリングの説明、ルールの確認（参加者に読みあげてもらおう）
- ・テーマ1（参加者にテーマを出してもらおう）
- ・テーマ2（参加者にテーマを出してもらおう）
- ・感想、終了

4. リーダー、サブリーダー振り返り

- ・良かったところ、こまったこと、きになったことなど→次回の対策など一緒に考える。

※リーダー、サブリーダーの負担を軽減し、安心して運営できる環境を作る。



ピアカウンセリングとは？

同じような立場や経験をしてきた人たちが集まって、同じ仲間として話し合い、仲間同士で支え合うことを目的とした「お話をする」「聴く」集まりのことです。

ピアカウンセリングのルール

- ・主語は、「私は」で話す。
- ・批判やアドバイスをしないで、話を聴く。
- ・話したくないときは、パスもできます。
- ・ピアカウンセリングで聴いた話は、他の人には話さない。

ピアカウンセリングをすると、

- ・お話ししにくいことも、仲間同士だから話せることもあります。
- ・共感や、仲間同士のつながりを感じることができ、心が軽くなります。

ピアカウンセリングのやり方

1. 参加者で、話すテーマを決める。

テーマの例

- ・眠れない時、どうしていますか？
- ・家族とうまくいかない時、どうしていますか？
- ・過去の嫌な出来ごとに、どう対処していますか？

など

2. テーマについて話すことを考える。

1分程度の時間をもうけます。

3. ひとりずつ、テーマに沿って話す。

他の人は、話を聴く。テーマを挙げた人は、最後に話す。

1人1分程度の持ち時間の中で話します。

※リアンには5名のピアサポーターが委託契約して活動しています。(R8年4月現在)

時給発生しています。当事者が職員と一緒に引きこもり世帯へ訪問して、リカバリーストーリー（体験談）を話してもらったり、精神科病院へ入院者訪問して、患者さんの退院したいを、お手伝いをしたりしています。

③ 当事者研究 リアンでは第3金曜日 13:30~14:30 リアンで行っています。

＜ふくしま当事者研究ネット 事務局＞

公立大学法人福島県立医科大学 医学部 神経精神医学講座 心理室

＜各方部地区＞

(県北・相双) 福島県立医科大学附属病院心身医療科 心理室

(県中・県南) 社会福祉法人郡山社会事業協会 あさかの里

(会津) 特定非営利活動法人 ほっとハウスやすらぎ

(いわき) 一般財団法人 新田目病院

当事者研究の説明

1. はじまり

- ・浦賀べてるの家（北海道にある精神障がいがある方々の地域活動拠点）で始まった。
- ・統合失調症の症状に困った本人と、病院のソーシャルワーカーで、困っていることを、一緒に「研究する」というところからスタートした。

2. 当事者研究とは？

- ・参加者が暮らしの中で困っていること、生きづらいことを持ち寄り、それを研究テーマとして参加者全員で研究する（背景を知り、意見を交換し、その人に合った自分の助け方を一緒に考える）。

→専門家の意見（医療）や一般常識にとらわれず、自分らしいユニークな方法を見つける。

- ・当事者研究で得たアイデアを、実生活で実践（実験）して、自分に合っているかを確認する。
- ・実践してどうだったかを、また当事者研究で報告し、うまくいかなかったことがあれば、さらに他の方法を考える。うまくいったことがあれば、共有する。

3. 当事者研究のポイント

- ・「弱さの情報公開」（困っていること）を公開することで、参加者間での信頼や助け合いが生まれる。弱さは、大事な情報として共有する。
- ・「自分自身で共に」：抱える困っていることを、「問題」ではなく「大切なもの」として扱い、自分の苦勞の主人公となる。そのうえで、仲間と一緒に試行錯誤しながら、自分に合った解決方法を模索していく。
- ・「問題を自分から切り分ける」困りごとにニックネームをつけ、自分から切り離す。→向き合いやすくなる。自分だけの困りごとではなく、参加者の困りごととして共有することができる。自分だけではないという安心感や、他の参加者も参考することができる。
- ・「経験は宝」実際に、実生活で試してみることが重要。結果は、仲間の共有財産として、次に生かす。うまくいくこと、解決することがゴールではなく、解決を目指しそのために仲間と試行錯誤する経験が重要。

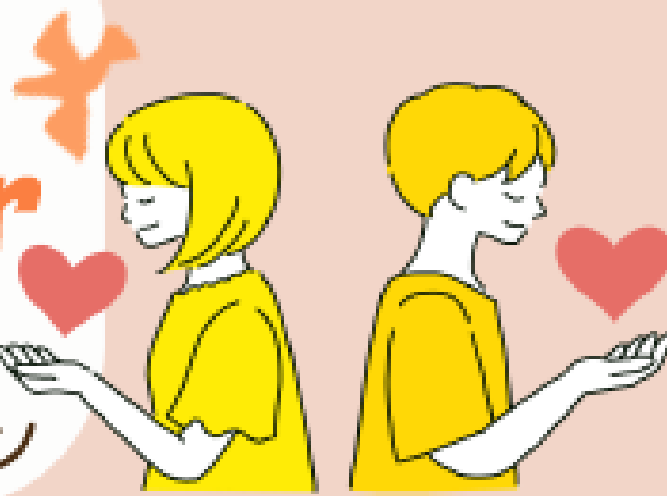
※年 2 回ほど東北地区と北海道「べてるの家」でのオンラインで共有しています。

6・居場所シャルールについて

居場所 chaleur

-シャルール-

2026年 4月9日(木) オープン



居場所chaleurとは

ひとりで静かに過ごしたい、あるいは誰かとお話したい…子供から大人まで、年齢も所属も関係ありません。ここは、あなたが「ありのまま」でいられる場所です。chaleurとはフランス語で「温もり」という意味です。「心の温もり」を感じに来ませんか？

日時

4月9日から
毎週木曜日
10:00～15:00

※利用時間が変更となる場合がございます。

場所

福島市本町5-31
ヨツヤビル3F

ビル1Fのベーカリー店
『まちなか夢工房』さんが目印です。

参加費：無料

参加申し込み：不要

**参加対象の制限などはありません。
お気軽にどなたでもご参加いただけます!!**

- ・好きな時間にお越しいただき、好きなタイミングでお帰りいただいて大丈夫です。
- ・持ち物に制限はありませんので、ご自由にお持ちください。
- ・お弁当や飲み物はご自由にお持ちください。

お問い合わせ先
相談支援センター リアン

<https://shalom-lien.jp/>
024-573-8425



主催 一般社団法人シャローム福祉会 相談支援センター リアン

〒960-8035 福島県福島市本町5-31 3F

- ① 毎週水曜日はランチミーティング（LMT）として、困難ケース会議を開いている。

目的）福島市内の相談支援専門員参加可。相談員の一人事業所が多く、迷い悩むことも多い職業であるが相談者がいないことで抱え込み失職するケースが多いために、福島市内の相談員に困難ケース共有できることで、新しい視点が生まれバーンアウトを防ぐため。

- ② 地域・他職種連携強化 「精神障がい者・みんなの家族会」

・厚労省からも地域連携・他職種連携の強化指針があり、リアンでは地域連携として、地域包括支援センターとの研修や交流会、家族・当事者説明会開催することで、Drからの統合失調症の説明やかかわり方等の講義を聴きながら、茶話会開催予定。（別紙あり）地域や他職種との連携をしていくとで、当事者が地域生活しやすくなることと、8050問題の抱え込みが減少していく。

一般社団法人 シャローム福祉会
相談支援センターリアン

令和7年度 みんなの教室～精神障がいについて学ぼう～ 開催のご案内

ご家族、当事者、事業所職員の皆さまへ

一緒に学びませんか？病気や障がいへの理解を深める講義を開催します。

また、ご家族向けに日頃感じている疑問や不安について講師の先生を交えて話し合い、家族としての想いを分かちあう茶話会も開催します。前半の講義部分は、どなたでもご参加いただけます。

どうぞ、お気軽にご参加ください。

スケジュール

◇13:30～15:30(講義:13:30～14:30 茶話会:14:45～15:30)

開催日	内容	講師	会場
令和7年10月25日(土)	「発達障がいについて」	福島県精神保健福祉センター 作業療法士・ピアサポーター 三井 郁映さん	福島市民センター 会議室
令和7年11月22日(土)	「統合失調症について」	福島県立ふくしま医療センター こころの杜 医師 本間 稔宏さん	
令和7年12月13日(土)	「訪問看護について」	訪問看護ステーションりんく 所長/看護師 吾妻 陽子さん	
令和8年1月10日(土)	「家族の関わり方・ 家族の健康について」	大原総合病院小児科 公認心理師/臨床心理士 本多 忠勝さん	
令和8年2月21日(土)	「地域での生活、 福祉サービスについて」	ピアサポーター	

【申込方法】

・開催日1週間前までに、相談支援センターリアンまで参加申し込みをお願いします

申込先: 相談支援センターリアン TEL:024-573-8425 (月～金:9:00～17:00)

◇定員:40人

◇参加費:無料

◇主催:相談支援センターリアン

◇共催:福島県精神保健福祉会連合会「つばさ会」

【会場】

◇福島市民センター会議室

(部屋番号につきましては、申し込みの際にご案内いたします。)

住所:福島市五老内町3-1(福島市役所西側)

お問い合わせ先
TEL:024-573-8425
(月～金:9:00～17:00)



年月	煎餅(円)	ひまわり油(円)	種まきうさぎの贈り物(円)	合計(円)
R7.4	129,600	88,600		218,200
R7.5	31,200	44,000		75,200
R7.6	61,300	44,000		105,300
R7.7	87,100	173,200		260,300
R7.8	39,350	23,200		62,550
R7.9	43,900	128,000		171,900
R7.10	69,100	21,600		90,700
R7.11	0	70,000		70,000
R7.12	38,872	128,551	30,850	198,273
R8.1	208,721	205,257		413,978
R8.2	36,050	32,000		68,050
R8.3	58,800	57,400	21,000	137,200
合計	803,993	1,015,808	51,850	1,871,651

煎餅 (箱)	油 (本)	クッキー (箱)
140	88	
34	44	
68	44	
87	171	
40	23	
47	126	
72	21	
0	70	
40	63	22
225	141	
33	29	
60	58	15
846	878	37

全国栽培協力者様 発送・戻り件数 一覧表

北海道・東北			関東			信越・北陸			中部		
	送	戻		送	戻		送	戻		送	戻
北海道	3	9	茨城	2	2	長野	5	7	静岡	0	1
岩手	2	2	栃木	0	2	福井	1	1	愛知	2	2
山形	2	2	群馬	3	3	石川	1	1	三重	1	1
			埼玉	6	4				岐阜	2	1
			千葉	9	9						
			神奈川	20	12						
			東京	25	23						
			山梨	0	1						
合計	7	13	合計	65	56	合計	7	9	合計	5	5

関西			中国・四国			九州		
	送	戻		送	戻		送	戻
大阪府	1	4	岡山	6	5	福岡	2	2
京都府	1	0	広島	0	1	宮崎	1	0
滋賀	3	1	山口	1	0	熊本	1	0
奈良	1	0	島根	1	1	大分	2	0
和歌山	0	1	高知	2	1			
兵庫	0	2						
合計	6	8	合計	10	8	合計	6	2

	送	戻
北海道・東北	7	13
関東	65	56
信越・北陸	7	9
中部	5	5
関西	6	8
中国・四国	10	8
九州	6	2
合計	106	101

総合計 ひまわりの種 回収数量 約600 k g

「ひまわりの種配布」 連携団体2カ所

生活クラブ事業連合生活協同組合 4,214セット（6粒種＋パンフレット） 2,300 g

グリーンコープ生活協同組合 25,075粒 133箇所 2,257 g

生活クラブ横浜復興祭りにて、初めて「種まきうさぎの贈り物クッキー」を販売（箱売り：個包装10個入り）栽培協力者様より届いた「ひまわりの種」を生地に混ぜ込んで焼き上げたクッキーで、購入して頂いた皆様より好評を得ている

【交流会】主な交流会のみ記載してあります

R7.6.26 生活クラブ生協ふくしま理事との交流会

ひまわりプロジェクトの紹介と共に「シャローム沿革史」を見て頂きながら今後の交流を確認

R7.10.11 グリーンコープ生活協同組合様 来福

福島県・宮城県の被災地を訪問で「ひまわりプロジェクト」の研修を組まれて来福ベーシック懇にて「ひまわりプロジェクト」と「共生社会」について交流会実施

R7.11.8 生活クラブ生協連合会様 被災地訪問 「共生社を学ぶ」をテーマに来福

R7.11.22 東日本大震災復興支援祭り交流会参加

「みんなの煎餅」「ひまわり油」と「種まきうさぎの贈り物クッキー」を販売

「種まきうさぎの贈り物クッキー」は初めての販売であったが、高評価を頂いている



R7.12.9 島根県立盲学校寄宿舎の皆様とZOOM交流会

ひまわり栽培に協力して下さった団体様で、収穫した種と一緒に、活動の様子も写真付きの資料で送って下さった。ZOOM交流会では、お互いに「ひまわりマン」が登場し、お互いの場所は遠くても「つながり」を感じられた交流会だった

R7.12.20 仲間達のコンサート＆ひまわり感謝祭実施



第2号議案

一般社団法人シャローム福祉会

事業計画書(案)

自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日

一般社団法人シャローム福祉会

令和8年度 まちなか夢工房 事業計画書(案)

(1) 生産活動

「みんなでつくるベーカリー」をスローガンに、地域の生産者さん、事業者さん、お取引先、お客さまと共に商品開発や学生の地域活動参加を応援、まちなか夢工房の主力商品の食パン「夢詰麦」、焼き菓子「福人」に続いて、店頭での菓子パンや総菜パンの商品開発を地域のみんで行い、ベーカリーを通じた食と交流の場づくりを進めていきます。

令和7年度、公益財団法人 JKA「競輪とオートレースの補助事業」の採択をいただき導入した最新のTシャツプリンターを活用し、本年度も新規受注先を拡大し利用者さんの工賃向上を目指していきます。

又、ひまわりプロジェクトの販売促進業務を担当し、SNS 配信によるプロジェクト参加者との交流、他団体のひまわり関連事業との相互参加と連携を実施し、ひまわり栽培協力者の拡大、関連商品の加工と販売の強化を目指していきます。

(2) 福祉事業活動

ベーカリー店運営を利用者が主体的に行い、職業の専門性を活かした実践的な就労支援サービスを提供。「働く事の喜び」「生きがいとやりがいのある場所」としての充実を図り、自信をもって次のステップに繋げていくことを目指します。

まちなか夢工房では、地域で関わるみんなが繋がり、多種多様な社会課題に対する個々の活動を集まったみんなで考え、実践しています。どんな作業も利用者さんが主体的に行い、その中で地域との関りを社会の一員として働く中で、楽しさや苦しさを感じられる場面・機会を提供していきます。働くことの喜び・やりがい・生きがいを感じながら、一人一人が希望をもって就労をできるよう職員がサポートを行います。又、利用者さん個々のニーズや段階に応じて、福祉・医療関係機関と連携を行いながら、就労にむけてのサポートを行います。

(3) 地域連携

「みんなでつくるベーカリー」をスローガンに「人」「地域」を食で結び、地域課題と向き合い、人と人が繋がることで、幸せが循環する温かい未来を共創していきます。

一般事業者、自治体、生産者、教育機関、各団体、福祉関係機関などの多職種の地域資源と連携し社会性の高い商品の開発、お互いが交感しあえる取り組みを行っていきます。

これまでの地域との結びつき(インフォーマル資源)と、福祉的サービス(フォーマル資源)を本人が主体的に選択できるよう、多職種他分野連携による横断的かつ包括的サービスの提供を目指していきます。事業所に集まる地域課題として、保護・医療観察の受け入れ、福祉につながらない方、地域での居場所づくり(ピアカウンセリング・当事者研究)の場として、地域の1つの「資源」として利活用していただけるよう、この場所を提供していきます。

学生が主体的に関わることで、専門職の育成環境づくりと、未来を担う若い世代が、地域

を創造していけるような自走型の人材育成を進めていきます。

食と交流を通じた活動について情報発信を行いながら、地域コミュニティを結び、こどもから高齢者まで関わるすべての人が受益者になるような取り組みと、心の循環型の地域・社会づくりを目指していきます。

(4) 地域活動、運営・実行委員、会議等参加予定

斎藤功	まちの駅ネットワークふくしま(会長) 福島市市民活動サポートセンター運営協議会(運営委員) 福島市生活支援部会 ふくしま市民活動フェスティバル運営委員会 ふくしま NPO ネットワークセンター(理事) きらり健康生活協同組合(理事) ふくしま H@ねっと(更生保護勉強会、啓蒙活動) 守成クラブ福島 チームまるごみふくしま(地域清掃活動) とっておきの音楽祭実行委員会(副実行委員長)
島田久美子	まちの駅ネットワークふくしま(事務局) 福島市就労継続支援 B 型連絡会 チームまるごみふくしま(地域清掃活動) ふくしま H@ねっと(更生保護勉強会、啓蒙活動) とっておきの音楽祭実行委員会 もとまちやっほー(町内会地域活動) まちなか盛り上げ隊(学生地域活動)
高橋善守	福島市いきいき共生推進委員会 福島市社会福祉審議会 福島市就労継続支援 B 型連絡会 Café Perche(居場所)
後藤祥	福島市地域移行部会 ピアサポーター Café Perche(居場所) シャルール(居場所)

令和7年度
ベーシック憩福祉事業計画書

1・令和8年度基本方針

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、一人一人が自分の住む地域でその人らしく自活し、生き生きとした日中生活が送れるように支援していく。その為にも支援の内容は、利用者個々人の持つ特性に応じ、本人の人格と意思を尊重する。同時に自分らしく生きる為の場作りとして、利用者主体の支援を提供するものとする。

また、作業活動を中心とし、就労に対する心構えや技術の習得、働くことに対する喜びや大切さを学ぶと共に、社会の一員として将来的ビジョンを明確にし、自己実現できることを目指す。

2・令和8年度事業方針

【ベーシック憩福祉事業活動テーマ3本柱】

「共学」・「共労」・「共楽」・「共生」をテーマに！！（継続）

私職員は、利用者さんとともに学び、一緒に労働し、時には苦労を分かち合い、そして共に楽しみながら一緒に生きていく事を福祉事業所として活動して参ります。

福祉専門職としての質の向上とジェントルティーチングの導入（継続）

障がい者総合支援法における制度、福祉資源、ソーシャルワークを学び、福祉サービスを提供する責務を改めて考え、時代に沿った福祉ニーズに対応できる職員を目指します。一人一人の個性、カラー、パーソナルを尊重し、個々人の人権と尊厳を大切に出来る福祉職員を作る。

具体的な取り組み：OJT研修の開催・OFF・JTへの積極的参加・職場内での勉強会開催

安心して働ける相互関係、環境・雰囲気づくりをする（継続）

◎1人1人のベーシック憩活動でのニーズをしっかりと把握し、各利用者様の作業面、生活面の充実化を図る。

◎利用者自治会（憩友の会）役員を中心とし、利用者さんが作る事業所活動を目指す。ご意見、ご希望に対し誠実に応援していく。職員（健常者）、利用者（障がい者）としてではなく、「人」対「人」として信頼関係を築き、お互いを認め合い尊重し合える職員を目指す。

◎私達職員は、みんなが決めた「憩友の会」ルールで定められた「ありがとう」の言葉を大切に致します。

（1）・就労支援会計（授産会計）の安定化。

※受注製品のベント等における展示即売会へ積極的に参加し就労支援会計面での収益向上を目指す。株式会社いちい常設委託販売、道の駅、飯野町 UFO の里等の委託販売を中心に就労支援会計の収入確保を実施する。

(2)・福島市実施指導項目を予測し、書類確認を実施。

※就労継続支援事業B型単独事業展開する上で必要となる書類の確認を実施する。

※確認必要項目

処遇面：個別支援計画書・処遇日誌・ケース記録（各利用者）・週間利用予定表

工賃実績記録・給付費受領のお知らせ・苦情報告書・事故報告書

ケース会議記録・職員研修記録・職員会議記録・施設外就労記録（各参加利用者ファイル）・防災訓練実施状況・緊急時対応マニュアル・倫理綱領・就業規則・給与規定・販売促進会議記録・利用契約書・処遇改善加算書類・欠席時加算書類・労務管理書類（職員名簿・給与表等）

(3)・職員労務管理及び業務改善と見直し

利用者相談支援、作業支援、企業販売、施設外就労支援、ケース会議、担当者会議、販売促進会議、電話対応、ケース記録、個別支援関連事務作業、お知らせ作成、企業連携、施設安全管理と清掃等の多種多様な業務をそれぞれ抱えている状況もあり、昨年度は、労働基準監督署より、加重業務的指摘を受けていることから「障害者支援」を基本とし、「その他業務の縮小」を検討実施していく。業務優先順位を明確にし、業務効率向上を含めながら従業員が安心して仕事ができる職場環境作りを目指す。「働き方改革」に沿った福祉事業運営を目的とする。

3・令和8年度の事業計画

(1) 作業支援（営業日）

目的：利用者、職員のアイデアを結集し新商品開発を行い自主製品の充実化を図っていく。利用者様の持つストレングスポイントを活かせる作業提供を目指す

考え方：得手（プラス）>不得手（マイナス）を大切にする。

- ・ 創造的な:新しいものを生み出す力や才能、能力を持つこと
- ・ 独創的な:既存のものとは異なる、独自の発想やアイデアを持つこと
- ・ 個性的な:独特のセンスやスタイルを持つこと。

【イベント・展示販売会等への全員参加推進】

私達が作った商品が地域の皆様にお買い求めいただける事の感謝の気持ちと仕事に対する情熱と責任感を持てるようにしていく。また、地域社会との繋がりを持ち社会の一員としての役割を認識し、地域住民とのコミュニティを大切にしていく。

【お菓子班】 ○お菓子班 : ・ 曳地博彰・佐藤いずみ・小関杏佳・原昌秀 利用者 8 名

・ 株式会社いちい（渡利店・蓬萊店・鳥川店・信夫が丘店）、福祉事業所等への委託形式での販売活動を中心とする。会津山塩を使用した「塩クッキー」のシリーズ化に伴い、会津山塩協会様との連携を図りつ

活動日 不定期開催（6月～10月 週2回実施予定。）

活動時間 午前・午後のいずれかの時間帯により実施。

統括責任者 後藤一成

④ 共生社会ふくしま カフェアンサンプル 業務内容 カフェ補佐

活動日 月・火・木

活動時間 午後1時～3時

統括責任者 高野真哉

（3）就労支援（営業日）

目的：就職に向けて「働きたい」という本人の意思を確認しながら、就労移行計画を作成し、県北障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、障害者職業センター等との連携を図る。職場の見学や現場実習などの就職活動支援を行う。また、就職後も継続できるように本人の様子を確認し、必要に応じて事業所やご本人との相談や助言を行う。実習体験希望者へは、要望や適正にあった実習体験ができるように、中ポツへの登録、ハローワークへの登録をし、体験実習に向けての準備等の支援を行う。就職された利用者様に対して、半年間の間、職場定着支援を実施する。企業からの相談や本人の悩みや思いを確認しながら継続して就労できるようにサポートを行っていく。

就労してからより良い人間関係構築の為に、社会人としてのルールやマナーについて、作業活動を通して学んでいただけるように支援していく。

（4）生活支援（営業日）

目的：利用者様が「憩」の日中活動を通して、安心して健康で且つ充実した一日を送れるようにする為に、日々の就業リズム作りを整えていけるように支援を実施する。本人の悩みや相談に対しては、話し合う時間を設け対応し、職員と利用者様との信頼関係の構築を図れるようにする。

また、個々の作業支援、生活状況等に関して、障がい者総合支援法に基づき、年2回以上、「個別支援計画書」を作成し、課題の整理表、作業評価を実施する。個々人に合わせた生活プランニング作成と同時に、福祉関係機関との連携を図りつつ、多様化する本人ニーズに沿った多角的な視点での支援目標を設定する。また、福祉関係機関との連携を基に担当者会議などを開催し、本人の意思決定を大切にし、本人を主体としたサービス支援体制の構築を図っていく。

（5）環境整備（営業日）

目的：コロナウィルス、インフルエンザ、ノロウィルス等の感染予防対策に伴い、手消毒、換気、うがい、事業所内消毒等を行い、事業所内での感染予防環境整備を実施していく。また、施設内の美化と個々の身の周りの生理整頓を促し、物理的側面での安全確保を行う。また、地域での催し内容（情報掲示）や写真掲示など施設環境が明るくなるように配慮していく。特に、作業終了後は清掃を毎日行い、事業所の清潔感が保てるようにしていく。職員は、週替わりで毎日トイレ掃除を行い、事業所内の清掃及び環境整備を実施していく。

（6）健康管理（営業日）

目的：コロナウィルス、インフルエンザ、ノロウィルス等その他感染予防対策に伴い、各利用者様の体温管

理を実施し、利用者様の健康については、目視ではあるが各職員が体調管理を推進し、疾病の予防に繋げていく。夏季は水分補給、冬季は手洗い、加湿器を設置し感染予防を心掛ける。同時にアルコール消毒液の設置や時にマスクの着用の呼び掛けを行っていく。

（７）防災計画・BCP 関連（年 2 回開催 年間予定表通り）

目的：年に一度、消防署の立会いの下、防災訓練を実施し、避難・通報・消化訓練を行い、職員と利用者様が速やかに避難できるようにして行く。（防災訓練に関しては、法令上立会いを含む年2回以上を実施する。）防災訓練を通して、利用者様の安全確保に努める。また、日本は災害大国と呼ばれるくらい、毎年のように災害が起こっています。現在でも、地震だけではなく台風、豪雨、火山の噴火など多くの災害が起こる危険性を秘めており、不測の事態を想定した事業継続運営（BCP）、自然災害や感染症などの緊急事態に遭遇した際、被害を最小限に抑え、中核となる事業所を継続・早期復旧させるためにあらかじめ定めておく計画を立てる。

（８）「憩」友の会（月 1 回開催 第3金曜日：午後）

目的：月に 1 度（毎月第三金曜日の午後）利用者自治会役員（会長・副会長・書記）と行事や施設活動における希望や要望、対人関係面でのルールやマナー等について話し合いを行う。

自治会として、利用者が中心となり、集団の中での自分の意見や思いが言葉で表現できるようになることを目指す。（意思決定支援の強化及び自己表現の場を提供する）

（９）渡利地区地域連携（年間予定表通り）

目的：渡利地区における地域連携の強化を図る。渡利包括ケア「弃天の会」入会、わたり福祉会「渡利元気祭り実行委員」に参加する事で、身近な地域の方々との繋がりや共感、情報共有、協力体制の構築を図っていく。身近な地域の中に存在する事業所である事を認識し、活動拠点の土台作りとして活動を実施する。

（１０）職員会議・内部研修・ケース会議（基本：毎週水曜日 17時30分～）

目的：利用者ケース会議は、利用者退勤後午後 4 時から実施する。各利用者さんの状況確認を行う。また、支援方法など職員間で検討し、共通理解と共通理念を持ち、個々の障がい特性に合わせた支援（統一された支援）を実施出来るようにする。日中活動での検討事項、課題及び行事などの確認議題については、随時話し合いを行い職員会議として位置づけていく。職員研修では、障がい者福祉の動向、OFF-JT による研修報告、事業所内研修を通して、各職員が社会福祉事業に関する知識やソーシャルスキルを身に付けベーシック憩利用者処遇向上を目指す。

（１１）全体ミーティング（月 1 回）

➤目的：全体ミーティング

販売促進会議、会計会議、施設長会議を「全体ミーティング」に集約、収支状況を元に予算に対する進捗状況を確認、販促スケジュールと合わせて効果的な販促を行うための仕掛け、仕組みについて検討。収支予算、販促スケジュール、訓練等給付費収入に関する報告を下に方向性を統一しそれぞれの役割分担を明確に、ToDo の確認を行いシャローム 3 法人の月例運営委員会へ提出、PDCA サイクルを基本に「ワンシャローム」での運営を目指す。

➤参加者：会計、販促担当者、管理者、中小企業診断士

➤ 日 時：（年間 12 回、全日程とも 16:00～18:00） ※別紙年間予定表通り。

- ・前 半（16:00～17:00）参加者：中小企業診断士、会計、販促担当者、管理者
- ・後 半（17:00～18:00）参加者：管理者

※各事業所では新たに利用者様、職員で販売促進会議を開催。お互いの販促スケジュール、実績をクラウド共有し就労支援事業所として利用者様主体の運営を行う。

（１２）虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会・ハラスメント委員会

目的：一般社団法人シャローム福祉会が運営する障がい者福祉サービス事業所が「障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者様の安全と人権保護観点から虐待の防止とその適切な対応（以下「虐待防止」という。）の推進に関する委員会を設置する。併せて身体拘束適正化委員会、ハラスメント委員会を設置する。

委員長 主任生活支援員 杉山紀代

（１３）苦情解決委員会

目的：一般社団法人シャローム福祉会が運営する施設等が提供する福祉サービスに対する利用者様からの苦情に対して、社会福祉法第 82 条をふまえて適切な対応を行うことにより、利用者様の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、本法人の事業に対する社会的な信頼を向上させることを目的とする。施設に苦情解決責任者を設置する。

苦情解決責任者	シャローム福祉会理事長	大竹 隆	
	施設長、サービス管理責任者	高野 真哉	
苦情受付	事務・職業指導員	杉山 紀代	
第三書委員	株式会社 介護支援センター	ふじの里施設長	末永 純志氏
	特定非営利法人 和	元施設長	渡辺 聖子氏

（１４）家族会及び家族事業所見学の実施（年間予定表通り）

目的：ベーシック憩利用者家族との交流の機会として、事業所見学週間年間予定表の通り実施する。各利用者様の家族関係者に事業所の実際また、事業活動の様子を見学していただく機会とする。

また、年 1 回家族会総会を開催し、事業活動報告及び事業予定について説明を行う。利用者家族への事業活動相互理解を図り、授産製品販売協力等と呼び掛け、事業所と家族の繋がりを持てるようにする。

（１５）シャローム福祉会リーダー会議（年間予定表通り）

目的：シャローム福祉会、委託相談支援事業所「リアン」就労継続支援事業所「まちなか夢工房・ベーシック憩」主任、管理者を中心とした全体ミーティング、管理者会議の全段階となる運営課題、現場職員の意見、方針について抽出する。案件を協議し円滑な事業展開を図れるようにする。

（１６）健康増進（営業日）

目的：毎週月曜日に体重測定を実施する。体重管理及び成人病予防への意識力向上を図っていく。

（１７）パソコンクラブ（毎週 月・水・金開催）

目的：毎週月・水・金を予定し、利用希望者により午前・午後を開催する。パソコンに親しむ機会、パソコンスキルの向上を目的として活動する。※利用者工賃規定により、工賃に含まないものとする。

（１８）ひまわりプロジェクト事業

目的：今年度も「ひまわりプロジェクト」は開始され、栽培協力者への種の発送はほぼ終了し、現地種まき、花の開花を待つ時期に入ってきています。収穫され、ひまわり油として販売を実施していく。収益に関しては、就労会計に属し、利用者工賃向上に繋げるようにしていく。全国に渡る協力者、販売事業の中で、合わせてひまわり関連商品（木工・お菓子「種まきうさぎの贈り物」：新商品）開発販売を目指す。

上記内容から、ひまわり関連に掛かる諸経費（種代金・搾油・発送代金・瓶代金・ラッピング包材代金・利用者人件費・チラシ発送代金等）就労支援会計により担する為、会計上必要となる納品請求書、領収書の保管及び販売売上金額の流れ等を明確にし、会計上の透明性と会計管理強化が必要である。

上記内容を踏まえ、「一般社団法人シャローム福祉会」の事業として、ひまわり事業部とひまわり班を中心に、「NPO 法人シャローム」の協力支援を受けながら「ひまわりプロジェクト」のさらなる飛躍を目指す。また、現場作業として青葉学園敷地内でのひまわり栽培を行っていく。

より一層、地域住民及び全国関係者の皆様とのネットワーク作り、地域間交流が図れるように取り組んでいく。まちなか夢工房と連携を図りつつ円滑な事業運営を行っていく。

（１９）NPO 法人 共生社会ふくしま

販売促進課係（福島市内）：ベーシック憩事務局：高野

令和 7 年 3 月より福島市民センター内カフェあんさんぶる営業に伴い、常設販売会への積極販売を実施していく。事務局として共生社会ふくしまと連携を図り、いちい常設販売の総合まとめ、展示販売会などの企画を実施していく。現在、福島市内の約 34 の登録事業所様との連絡調整を担いながら、シャローム福祉会活動目標でもある「共生社会」への協力体制を確立していく。

（２０）・年間行事（予定）

令和 8 年	4 月	お花見
	5 月	大笹生道の駅展示販売会 ひまわり植樹祭参加
	6 月	大笹生道の駅展示販売会参加 渡利元気まつり展示販売会参加
	7 月	販売促進イベント・関係者見学週間・大笹生道の駅販売会 フォーラム市場開催
	8 月	販売促進イベント・夏季休暇・福島市いきいき福祉夏祭り販売会
	9 月	販売促進イベント・総合防災訓練・大笹生道の駅販売会 フォーラム市場開催・大笹生道の駅展示販売会参加
	10 月	販売促進イベント・大笹生道の駅販売会・福島市いきいき福祉秋祭り販売会

令和9年

1 1月 ベーシック憩研修旅行

1 2月 仲間たちのコンサート開催・仕事納め（忘年会）・冬季休暇

1月 販売促進イベント開催・仕事初め（新年会）

2月 販売促進イベント開催

3月 総合防災訓練

（21）月間・週間スケジュール

※年間予定表通り 販売促進イベント

※毎月第三金曜日 「憩」友の会：利用者自治会

※毎月第三木曜日 職員研修・職員会議

※毎月1回 NPO 法人シャローム 地元学
（参加希望者を募り実施）

※ひまわり会議 年間予定表の通り

※シャローム福祉会リーダー会議 年間予定表の通り

※シャローム福祉会管理者会議 年間予定表の通り

※毎月1回 全体ミーティング

	月	火	水	木	金	土
午 前	作業	作業	作業	作業	作業	
午 後	作業	作業	作業	作業	作業	

令和8年度 一般社団法人シャローム福祉会 相談支援センター リアン 事業計画

日時：令和8年6月27日（土）13:30～15:00
場所：福島市市民センター205 講義室（北五老内町 3-1）

1・委託相談支援事業について

資料 1・2

- ① 障がい者相談支援センター
- ② 認定調査

2・児委託相談支援事業について

資料 3

- ① 児童委託相談 R8 年5月から

3・計画相談支援事業について

資料 4

- ① 計画相談事業について
- ② 計画相談導入率について

4・一般相談支援事業について

資料 5

- ① 地域移行相談について
- ② 地域定着相談について
- ③ 相談支援役割と機能

5・ピアサポーターについて

資料 6

- ① ピアサポーターとは
- ② ピアカウンセリング
- ③ 当事者研究

6・居場所シャルールについて

資料 7

7・その他

資料 8

- ① リアン LMT（ランチミーティング）
- ② みんなの家族教室
- ③ 職員紹介

1・委託相談支援事業について

- 令和6年度から身体、知的、精神の障がいの別に関わらず、18歳以上の障がい者やご家族などの身近な相談窓口として、お住いの地区を担当する「障がい者相談支援センター」を5カ所開設しています。
- 委託相談支援事業者は、障がい福祉サービスの利用や権利擁護等に関する幅広い相談対応を担うとともに、障がい福祉サービスの支給決定に必要な認定調査を行い、ワンストップで対応しています。

① 「障がい者相談支援センター」相談支援

年度末に実績報告をして緊急時対応が多いために、計画件数等は前年度からの対比となります。

② 「認定調査」実績（リアン）

認定調査	R7 (A)	R6 (B)	増減 (A-B)
更新	82	75	7
新規	67	73	△6
計	149	148	1

2・障がい児委託相談支援事業について

- こどもの障がいに関する相談は「障がい児相談支援事業所」2 か所で市内全域の相談に対応しています。
R8 年 4 月より「こじかキッズサポート」「相談支援センターリアン」2 か所で福島市内全域の児童相談窓口となりました。

福島市の障がい者相談窓口

福島市では障がい者やご家族などの身近な相談窓口として、お住いの地区を担当する“障がい者相談支援センター”5カ所と“障がい児相談支援事業所”2カ所を開設しています。
障害福祉サービスの利用や生活上の様々な相談を受けておりますので、気軽にご相談ください。

● 営業時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

● 相談内容

障がい者相談支援センター（18歳以上の障がい者に関すること）

- 福祉サービス利用の相談
- 福祉サービス申込支援（補装具費、日常生活用具申請 他）
- 福祉サービスの認定調査
- 福祉サービス事業所の情報提供
- 権利擁護に関する相談
- 専門機関の紹介
- 精神保健福祉に関する相談
- 障がい者差別に関する相談
- ピアカウンセリング（精神：リアン 身体：けやきの村）

障がい児相談支援事業所（18歳未満の障がい児の発達等に関すること）

- 療育に関する相談
- 福祉サービス利用に関する相談
- 福祉サービス事業所の情報提供
- 権利擁護に関する相談
- 専門機関の紹介

障がい者相談支援センター	管内	地区名（大字名等）	障がい児相談支援事業所
くるみ相談支援 野田町三丁目 4-48 TEL 529-6404 FAX 529-6406	本庁	旧市内・五十辺・信夫山・野田町1～7丁目・野田町の一部（清水支所以外）東中央1丁目・南中央の一部（1丁目の一部と4丁目の一部）	相談支援事業 こじか キッズ サポート KOJIKI KID'S SUPPORT 方木田字前白家 9-12 こじか子育て支援センター内 TEL 529-5356 FAX 544-7136
清心荘 指定相談支援事業所 南沢又字水門下 160-1 TEL・FAX 592-2020	清水支所	森合・泉・御山・南沢又・北沢又・野田町の一部（谷地・上谷地・高野・上高野）	
	信陵支所	笹谷・大笹生の一部（飯坂支所以外）	
	吾妻支所	笹木野・上野寺・下野寺・八島田・李平・町庭坂・二子塚・在庭坂・土船・庄野・桜本・東中央2～3丁目・西中央1～5丁目・南中央1～4丁目（本庁以外）・北中央1～3丁目	
相談支援事業所 ワンハート 桜木町 1-6 TEL 563-1095 FAX 505-4863	杉妻支所	郷野目・鳥谷野・太平寺・黒岩・伏拝	
	吉井田支所	方木田・吉倉・八木田・仁井田	
	西支所	佐倉下・上名倉（さくらを含む）・佐原・荒井（荒井北を含む）	
	土湯温泉町支所	土湯温泉町	
	信夫支所	永井川・大森・成川・下鳥渡・上鳥渡・山田・小田・平石	
けやきの村 指定相談支援事業所 飯坂町中野字西高田 1-2 TEL 563-6432、563-7399 FAX 573-9919	北信支所	丸子・瀬上町・宮代・下飯坂・沖高・北矢野目・南矢野目・本内の一部（荒田・上台・萱野・北街道下・北古館ほか）・鎌田の一部（赤沼・畔道・石ヶ森・石橋・一里塚・一本松・江添・大柳ほか）	相談支援センターリアン 本町 5-31 TEL 573-8425 FAX 573-8426
	飯坂支所	飯坂町・飯坂町平野・飯坂町中野・飯坂町湯野・飯坂町東湯野・飯坂町茂庭・大笹生の一部（釜平・中沢・中沢西・中道）	
	茂庭出張所		
相談支援センターリアン 本町 5-31 TEL 573-8425 FAX 573-8426	渡利支所	渡利（南向台を含む）・小倉寺	
	東部支所	岡部・山口・岡島・大波・本内の一部（北中河原・慶二・新畑・中河原・西慶二・大柳・東大柳ほか）鎌田の一部（愛宕前・阿良久・大隅・大畑・沖・庚塚・北河原ほか）	
	大波出張所		
	蓬萊支所	蓬萊町・清水町・田沢	
	立子山支所	立子山	
	松川支所	松川町（松川町美郷を含む）・松川町関谷・松川町金沢・松川町浅川（光が丘・金谷川を含む）・松川町水原・松川町沼袋・松川町下川崎	
	飯野支所	飯野町・飯野町青木・飯野町大久保・飯野町明治	

お問い合わせ 福島市障がい福祉課 自立支援係 TEL：024（525）3746

3・計画相談事業について

① 計画相談支援事業について

計画相談も前年度対比となるために、今年度福島市音計画掲載できません。

② 計画相談事業「相談支援センターリアン」

R8 年 4 月現在（人）

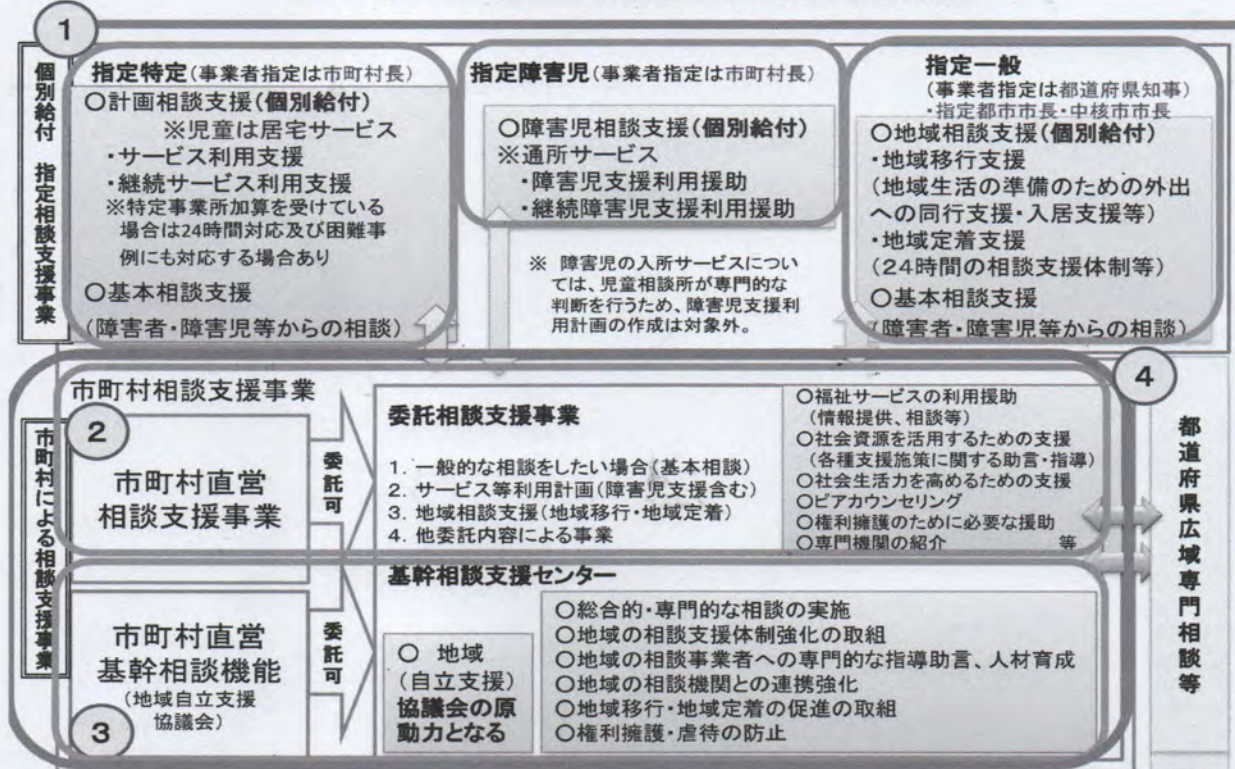
	福島市	伊達市	その他 (都道府県等)	
精 神	40	1	9	50
知 的	44	1	6	51
身 体	8	0	1	9
児 童	63	1	0	64
合 計	155	3	16	174

一般相談利用状況 （リアン）

R8 年 5 月現在（人）

	R6 年	R7 年	R8 年	合計
精神	2	3	4	9
知的	0	0	2	2
身体	0	0	0	0
児童	0	1	2	3
計	2	4	8	14

それぞれの相談支援事業の役割と機能



相談支援事業（制度）の概要

参考資料

1. 指定相談支援事業

① 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業（市町村指定）

障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う、計画相談支援による個別給付による相談支援事業

② 指定一般相談支援事業（都道府県指定）

地域相談支援といわれ、障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者の地域移行支援等の地域移行支援と、居宅で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の個別給付による相談支援事業

2. 障害者相談支援事業（市町村地域生活支援事業の必須事業）

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う、いわゆる基本相談の事業。事業者等への委託が可能であり、その割合が9割を超えるため、「委託相談」と呼ばれる。交付税が財源

3. 基幹相談支援センター（市町村地域生活支援事業。一部は機能強化事業として補助）

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務や専門相談、権利擁護・虐待防止・成年後見制度利用支援事業、地域移行・地域定着とその体制整備、それらをつかさどる地域の相談支援体制整備として、地域の相談支援専門員への助言・育成・連携強化等に取り組む事業。交付税が財源だが、一部を機能強化事業として補助。

4. 広域専門相談（都道府県地域生活支援事業等様々な事業で展開）

障害特性等に基づく専門的相談（発達・難病・高次脳・視覚・聴覚・就労・触法・刑事者など）の広域的専門相談

※ 令和6年度福島県障害児者相談支援従事者養成研修資料から引用。

5・ピアサポーターについて

- ① リアンでは第1・第3金曜日 13:30～14:30 まで行っております。
- ② 当事者研究 リアンでは第3金曜日 13:30～14:30 リアンで行っています。
※年2回ほど東北地区と北海道「べてるの家」でのオンラインで共有しています。

6・居場所シャルールについて

居場所 chaleur
-シャルール-

2026年4月9日(木) オープン

居場所chaleurとは
ひとりで静かに過ごしたい、あるいは誰かと話したい…子供から大人まで、年齢も所属も関係ありません。ここは、あなたが「ありのまま」でいられる場所です。chaleurとはフランス語で「温もり」という意味です。「心の温もり」を感じに来ませんか？

日時 4月9日から 毎週木曜日 10:00～15:00
※利用時間が変更となる場合がございます。

場所 福島市本町5-31 ヨツヤビル3F
ビル1Fのパーカリー室 『まちなか夢工房』さんが貸出です。

参加費：無料
参加申し込み：不要

参加対象の制限などはありません。
お気軽にどなたでもご参加いただけます！
・好きな時間にお越しください。好きなタイミングでお帰りいただけます。
・持ち物に制限はありませんので、ご自由にお持ちください。
・お弁当や飲み物はご自由にお持ちください。

お問い合わせ先 <https://shalom-lien.jp/>
相談支援センター リアン ☎ 024-573-8425

主催 一般社団法人シャローム福祉会 相談支援センター リアン
〒960-8035 福島県福島市本町5-31 3F

7・その他

- ① 毎週水曜日はランチミーティング（LMT）として、困難ケース会議を開いている。
目的 福島市内の相談支援専門員参加可。相談員の一人事業所が多く、迷い悩むことも多い職業であるが相談者がいないことで抱え込み失職するケースが多いために、福島市内の相談員に困難ケース共有することで、新しい視点が生まれバーンアウトを防ぐため。

② 地域・他職種連携強化 「精神障がい者・みんなの家族会」

・厚労省からも地域連携・他職種連携の強化指針があり、リアンでは地域連携として、地域包括支援センターとの研修や交流会、家族・当事者説明会開催することで、Drからの統合失調症の説明やかかわり方等の講義を聴きながら、茶話会開催予定。（別紙あり）地域や他職種との連携をしていくとで、当事者が地域生活しやすくなることと、8050問題の抱え込みが減少していく。

ひまわりプロジェクト 令和8年度 計画

全国栽培協力者様 発送 一覧表											
北海道・東北		関東		信越・北陸		中部		関西		中国・四国	
	送		送		送		送		送		送
北海道	9	栃木	3	長野	6	岐阜	2	大阪府	21	岡山	4
岩手	1	群馬	1	福井	1	愛知	2	京都府	2	広島	1
山形	2	埼玉	6	石川	1	三重	2	滋賀	2	高知	1
福島	1	千葉	9					奈良	1	島根	1
		神奈川	20					兵庫	2		
		東京	28								
合計	13	合計	67	合計	8	合計	6	合計	28	合計	7

九州	
	送
福岡	3
宮崎	1
熊本	1
大分	1
鹿児島	1
長崎	1
合計	8

	送
北海道・東北	13
関東	67
信越・北陸	8
中部	6
関西	28
中国・四国	7
九州	8
合計	137

生活クラブ生活協同組合様				
	単協名	申込数		備考欄
1	ふくしま	6粒種付きパンフレット	30セット	16.2 g
2	山梨	6粒種付きパンフレット	50セット	27 g
3	埼玉本部	6粒種付きパンフレット	170セット	91.8 g
4	愛知本部	6粒種付きパンフレット	100セット	54 g
5	茨城	6粒種付きパンフレット	80セット	43.2 g
6	東京 政策調整部	6粒種付きパンフレット	419セット	226.26 g
7	長野	6粒種付きパンフレット	600セット	324 g
8	道 森づくりプロジェクト	6粒種付きパンフレット	50セット	27 g
9	神奈川	100粒	9g	いきいき福祉会 ワークスコレクティブくっくSUN
10	京都エル・コープ	120粒	10.8g	パンフレットのみ20冊 種と別送付
11	大阪	2,400粒		216gで送付
パンフレット合計		1,499セット	約810 g	
配布量総合計		11,614粒	約1,050 g	

グリーンコープ生活協同組合連合会様	129ヶ所	約87,800粒	約7,900 g
-------------------	-------	----------	----------

今年度のひまわりの種は、「産地 フランス」「品種名 ESイディリック」をお送りしている

【生活クラブ生活協同組合様との連携】

1月に、生活クラブ生協連合会の中田様、船水様、赤坂様と会議を実施。
NPO法人シャロームの皆様、福祉会ひまわりプロジェクト担当杉山出席。
2025年までは、連合会が各単協様と連携を取ってくださっていたが、2026年からは
NPO法人シャローム、シャローム福祉会が直接単協様と連携を取り進めていく事と
なった。完全移行は2027年からとなり、2026年は移行準備期間となる。
・ ひまわり栽培申込・送付について→単協様と直接やり取り。連合会はバックアップ
・ 販売支援について→2026.4～2027.3（連合会が間に入る）2027.4～（移行期間）
種申込同様、単協様との直接でのやり取りになってくる
今後の課題としては、各単協様との信頼関係の構築が重要となってくる

【グリーンコープ生活協同組合様との連携】

昨年度同様、グリーンコープ生活協同組合連合会 商品本部 小田様と連携を図り、
販売、栽培申込等を実施してきた。R7年度も「180ml ひまわり油」を販売してきた
が、今後は「60ml ひまわり油」も販売していく予定。全国で収穫した種の収穫量が昨
今の温暖化などにより大幅に減少している。今後は、大きな課題となっている「福島産
の種で搾油した油の販売」も少しずつ進めて行く予定。

【種まきうさぎの贈り物クッキー】

当初の予定では、R9.3月発送の生活クラブ生協販売支援より販売を開始する予定で
あったが、R8.9月発送の販売支援より前倒して販売を開始する事となった。
理由としては、常時販売可能だった「ひまわり油」の在庫がなくなった為である。
初めての生活クラブ生協様販売の為、上限200箱に設定した。

【交流会・ひまわり感謝祭】

令和7年度同様、交流会も実施していく。生活クラブ生協様、グリーンコープ様
栽培協力者団体様、皆様との繋がりを今年度も重視していく

第2号議案

一般社団法人シャローム福祉会

収 支 予 算 書(案)

自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日

一般社団法人シャローム福祉会

事業活動予算書
シャローム福祉会
(自) 令和8年4月1日 (至) 令和9年3月31日

(単位: 円)

勘定科目		本 部	ベーシック憩	まちなか夢工房	リアン	合 計	
サービス活動増減の部	収益	就労支援事業収益				0	
		授産製品製造販売事業収益				0	
		【 憩】クリエイティブ班事業収益	0	500,000	0	0	500,000
		【 憩】菓子製造事業収益	0	2,500,000	0	0	2,500,000
		【 憩】ひまわり 班事業収益	0	2,000,000	0	0	2,000,000
		【 夢】ベーカリー事業収益	0	0	13,600,000	0	13,600,000
							0
		障害福祉サービス等事業収益					0
		自立訓練給付費収益					0
		訓練等給付費収益					0
		就労移行支援事業収益	0	0	0	0	0
		就労継続支援B型事業収益	0	40,000,000	39,000,000	0	79,000,000
		計画相談支援給付費収益	0	0	0	20,000,000	20,000,000
			0	0	0	0	0
		利用者自己負担金収益	0	0	0	0	0
		委託相談収入	0	0	0	17,000,000	17,000,000
		寄付金収益	0	0	0	0	0
		その他の収益					0
		受入研修費収益	0	160,000	40,000	150,000	350,000
	助成金収益	0	300,000	2,000,000	400,000	2,700,000	
	施設外就労・支援収益	0	110,000	0	0	110,000	
	雑収益	0	0	0	0	0	
	サービス活動収益計（ 1 ）	0	45,570,000	54,640,000	37,550,000	137,760,000	
	費用	人件費					0
		職員給料	0	19,300,000	19,600,000	15,900,000	54,800,000
		職員賞与	0	1,900,000	2,400,000	1,900,000	6,200,000
		雑給	0	0	0	0	0
		法定福利費	0	2,860,000	2,780,000	2,720,000	8,360,000
							0
		事業費					0
		外注費	960,000	0	0	0	960,000
広告宣伝費		0	90,000	0	90,000	180,000	
荷造運賃		20,000	0	70,000	0	90,000	
退職給付繰入額				0			
旅費交通費		0	280,000	60,000	190,000	530,000	
通信費		0	420,000	370,000	710,000	1,500,000	
販売手数料		0	80,000	0	0		
消耗品費		0	240,000	210,000	410,000	860,000	
事務用品費		0	230,000	360,000	220,000	810,000	
修繕費		0	10,000	160,000	750,000	920,000	
水道光熱費		0	840,000	1,010,000	270,000	2,120,000	
新聞図書費		0	70,000	70,000	0	140,000	
支払手数料		0	30,000	140,000	50,000	220,000	
車両費		0	260,000	10,000	410,000	680,000	
小計		980,000	26,610,000	27,240,000	23,620,000	78,450,000	

勘定科目		本 部	ベーシック憩	まちなか夢工房	リアン	合 計	
サービス活動増減の部	費用	地代家賃	0	2,160,000	780,000	590,000	3,530,000
		保険料	0	350,000	290,000	280,000	920,000
		租税公課	0	130,000	180,000	490,000	800,000
		印刷費	0	390,000	280,000	40,000	710,000
		事業活動費	0	760,000	50,000	0	810,000
		職員車両借上費	0	0	0	0	0
		研修旅行費	0	0	0	0	0
		保守費	0	40,000	680,000	0	720,000
		雑費	0	10,000	10,000	0	20,000
							0
		事務費					0
		福利厚生費	80,000	300,000	580,000	440,000	1,400,000
		交際費	20,000	30,000	100,000	0	150,000
		会議費	0	100,000	0	10,000	110,000
		旅費交通費	50,000	30,000	10,000	20,000	110,000
		通信費	150,000	50,000	40,000	80,000	320,000
		消耗品費	20,000	30,000	20,000	50,000	120,000
		事務用品費	110,000	30,000	40,000	20,000	200,000
		修繕費	0	0	20,000	80,000	100,000
		水道光熱費	0	90,000	110,000	30,000	230,000
		諸会費	30,000	90,000	90,000	30,000	240,000
		支払手数料	70,000	0	20,000	10,000	100,000
		地代家賃	0	240,000	90,000	0	330,000
		リース料	10,000	250,000	860,000	900,000	2,020,000
		保険料	60,000	40,000	30,000	30,000	160,000
		租税公課	20,000	10,000	20,000	50,000	100,000
		寄付金	0	0	0	0	0
		印刷費	0	40,000	30,000	0	70,000
		研修費	0	20,000	0	20,000	40,000
		雑費	0	0	0	0	0
		支払報酬費	60,000	0	60,000	0	120,000
							0
		就労支援事業					0
		就労支援事業販売原価					0
期首製品(商品)棚卸高	0	328,960	160,343	0	489,303		
就労支援事業製造原価	0	7,300,000	9,000,000	0	16,300,000		
就労支援事業仕入	0	110,000	230,000	0	340,000		
期末製品(商品)棚卸高	0	(328,960)	(160,343)	0	(489,303)		
就労支援事業販管費	0	360,000	6,700,000	0	7,060,000		
					0		
					0		
減価償却費	1,640,000	200,000	0	230,000	2,070,000		
その他の費用					0		
雑損失	0	0	0	0	0		
	サービス活動費用計(2)	3,300,000	39,770,000	47,560,000	27,020,000	117,650,000	
	サービス活動増減差額(3) =(1)-(2)	(3,300,000)	5,800,000	7,080,000	10,530,000	20,110,000	

サービス活動外増減の部	収益	受取利息収益	2,000	7,000	5,000	40,000	54,000
		自動販売機設置手数料収益	0	0	0	0	0
		雑収入	0	20,000	16,000	70,000	106,000
							0
	サービス活動外収益計(4)		2,000	27,000	21,000	110,000	160,000
	費用	支払利息	100,000	0	0	0	100,000
						0	
						0	
サービス活動外費用計(5)		100,000	0	0	0	100,000	
サービス活動外増減差額(6) =(4) -(5)		(98,000)	27,000	21,000	110,000	60,000	
経常増減差額(7) =(3) +(6)		(3,398,000)	5,827,000	7,101,000	10,640,000	20,170,000	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	0	0	0	0	0
		施設整備等寄付金収益	0	0	0	0	0
		拠点区分間繰入金収益	3,600,000	0	0	0	3,600,000
		特別収益計(8)	3,600,000	0	0	0	3,600,000
	費用	拠点区分間繰入金費用	0	1,200,000	1,200,000	1,200,000	3,600,000
		前期損益修正損	0	0	0	0	0
		特別費用計(9)	0	1,200,000	1,200,000	1,200,000	3,600,000
		特別増減差額(10) =(8) -(9)	3,600,000	(1,200,000)	(1,200,000)	(1,200,000)	0
税引前当期活動増減差額(11) =(7) +(10)		202,000	4,627,000	5,901,000	9,440,000	20,170,000	
法人税、住民税及び事業税(12)		72,000	0	0	0	72,000	
法人税等調整額(13)							
当期活動増減差額(14) =(11) -(12) -(13)		130,000	4,627,000	5,901,000	9,440,000	20,098,000	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(15)		19,439,603	15,926,477	8,834,086	27,054,415	71,254,581
	当期末繰越活動増減差額(16) =(14) +(15)		19,569,603	20,553,477	14,735,086	36,494,415	91,352,581
	基本金取崩額(17)						
	その他の積立金取崩額(18)						
	その他の積立金積立額(19)						
	次期繰越活動増減差額(20) =(16) +(17) +(18) -(19)		19,569,603	20,553,477	14,735,086	36,494,415	91,352,581